

新宮町次世代育成支援後期行動計画

平成 2 2 年 3 月

新 宮 町

新宮町次世代育成支援後期行動計画 目次

第1章 計画の概要

1．計画策定の背景及び趣旨	1
2．計画の性格と位置づけ	2
3．計画の策定体制	2
4．計画期間と進捗管理	3
5．計画の基本理念	3
6．計画の基本目標	4
7．計画の体系	5
8．計画の推進方策	6

第2章 子どもと子育て家庭をとりまく現状

1．人口等の動向	7
2．就労環境	12
3．子育て支援サービス等の現状	15
4．ニーズ調査結果からみた出産、子育ての阻害要因	19
5．ニーズ調査結果からみた子育て支援ニーズ	20
6．ニーズ調査結果からみた遊び場に関するニーズ	25

第3章 基本目標ごとの現状と課題及び今後の取り組み

基本目標1 子どもが健やかに育つことができるまちづくり

1．子どもの基本的な生活習慣を整え、病気や事故を予防するために	27
2．子どもの学校生活を充実させるために	33
3．子どもが様々な活動や体験をするために	36
4．子どもの人権が守られるために	39
5．障がい児に対する支援充実のために	42

基本目標2 安心とゆとりを持って子どもを生き育てることができるまちづくり

1．健康で安全な妊娠と出産のために	46
2．育児について気軽に相談し、広く情報を取得するために	49
3．安心して子どもを預けられる場所を確保するために	52
4．家族で協力して子育てをするために	54
5．子育てのための経済的負担軽減のために	57

基本目標 3 地域ぐるみで子育てを支えることができるまちづくり

- 1．地域の子育て支援ネットワーク構築のために 59
- 2．地域の人々との交流を促進するために 62
- 3．子育てと仕事の両立ができる社会環境を整備するために 64
- 4．子ども連れでも外出しやすいまちづくりのために 67
- 5．子どもの安全に配慮された地域社会を形成するために 69

基本目標 4 心身ともに健全な次代の親を育むことができるまちづくり

- 1．生命の大切さを理解し、性に関する正しい知識を身につけるために 71
- 2．自ら心身の健康を維持・増進し、健やかに思春期をおくるために 74
- 3．社会の一員としての自覚と責任をもち、親になる準備を進めるために 76

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景及び趣旨

本町では、平成17年3月に、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援行動計画として、「新宮町子育て支援計画」を策定しました。この計画は、これまで数々の子育て支援策を行ってきたにもかかわらず、なおも進行する少子化への対策として、国がこれまでの取り組みを見直すと同時に、新たに「子育ての社会化」という考え方を導入して、市町村にその策定を義務づけた計画で、平成17年度から21年度までの5年間を計画期間とする前期計画として、期間満了を迎えようとしています。

平成14年9月に国の「少子化対策プラスワン」が発表されるまでの少子化対策は、「少子化の要因は晩婚化、未婚化にある」という前提に立ったものでした。すなわち、少子化の要因である晩婚化、未婚化が進んでいるのは仕事と子育ての両立が難しいからで、それを解消するためには、主に保育サービスの充実を中心とした仕事と子育ての両立支援施策を推進しようという考え方です。従来の「エンゼルプラン」はまさにこの観点から策定されてきたものでした。

しかし、「少子化対策プラスワン」では、少子化の新たな要因として「夫婦の出生力の低下（子どもを持たない夫婦の増加）」に光が当てられました。今までは結婚すれば子どもを生む選択をすると考えられていたわけですが、その根底が覆されることになったわけです。そこで、国は従来の「子育てと仕事の両立支援」中心の取り組みに、「地域における子育て支援」、「男性を含めた働き方の見直し」などを加え、「子育ての社会化」の考え方を取り入れた施策の推進を打ち出します。次世代育成支援行動計画の根拠法である「次世代育成支援対策推進法」の制定もこの流れの延長上にあり、ここでは、「子どもを育てたい、育てて良かったと思える社会」がめざす姿として描かれています。

さらに、現行の次世代育成支援（前期）行動計画策定後も、国は、「少子化社会対策大綱（平成17年6月）」、「新しい少子化対策について（平成18年6月）」、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（平成19年12月）」、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」、「仕事と生活の調和のための行動指針（平成19年12月）」、「新待機児童ゼロ作戦（平成20年2月）」など次々と少子化対策について方針や施策を発表しています。特に、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略では、「就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造」解消のためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」及びその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を、車の両輪として同時並行的に推進していくことが必要不可欠とされており、後期計画の策定においては、かかる観点からの施策展開と「利用者の視点に立った点検・評価の導入」が求められています。

そこで、本町においても、こうした国の新しい動向と前期計画の進捗状況を踏まえつつ、より総合的に、また行政のみならず、家庭、地域、事業所をはじめ、町民全員がそれぞれの立場で、少子化時代の子育て環境づくりに取り組むべく、ここにその指針としての「新宮町次世代育成支援後期行動計画」を策定することとしました。

2. 計画の性格と位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、新宮町が子どもの成長と子育て家庭への支援施策を総合的に進めるための基本的指針となるものであり、家庭における子育てを中心に、行政、企業・職場、学校、地域団体など、社会全体で子育て支援に取り組むための方向性を示すものです。

さらに、この計画は、国の「行動計画策定指針」を踏まえ、「第4次新宮町総合計画」等、既存の各種関連計画とも整合性を図りました。

3. 計画の策定体制

(1) ニーズ調査の実施

計画策定にあたり、子育て中の親や子どもの生活実態・意見・要望等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、小学校に入る前の児童のいる世帯及び小学校児童のいる世帯を対象に「次世代育成支援に関するニーズ調査」（以下、ニーズ調査という。）を実施しました。

ニーズ調査の実施概要

	小学校に入る前の児童の保護者	小学校児童の保護者
対象者	町内在住の小学校へ入る前の児童をもつ保護者	町内在住の小学校児童をもつ保護者
調査方法	郵送による配布・回収	
調査期間	平成21年6月8日（月）から平成21年6月18日（木）まで	
配布数	904 件	1,175 件
回収数	474 件	614 件
回収率	52.4 %	52.3 %

(2)地域協議会等における審議

計画案を検討し、計画内容を決定する場として、子育てに関係する各団体からの代表と専門家を交えた地域協議会を設置し、幅広い意見の集約を行うとともに、庁内の連携を図りながら策定を行いました。

4 . 計画の期間と進捗管理

この計画は、平成22年度を初年度とし、平成26年度を目標年度とする5か年計画とします。

計画の推進にあたっては、健康福祉課が事務局となり、関連機関・団体と連携をとりながら、計画の実現に向けて進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

5 . 計画の基本理念

地域とともに育む子どもと新宮の未来

「子育ての基本は“家庭”にあり」これは誰しも認める紛れもない事実です。親がしっかりと責任を持って子育てに取り組んでこそ、健やかな子どもの成長が期待できることは言うまでもありません。

しかしながら近年、核家族化をはじめ女性の社会進出、子育てと仕事の両立を求める人々の増大など、もはや家庭だけで子育てを行うことには、一定の限界があります。

子育て中の親にとっては、行政や保育機関に対する期待がますます高まっています。行政も一定の支援が必要ですが、多様な住民ニーズへのきめ細かな対応の必要性や危機的な財政状況を考えると、行政だけで子育て問題を解決することは困難な状況になってきています。

今、子育ては地域の力を必要としています。子どもの声が地域に響けば明るい新宮の未来が見えてきます。少子化が進む中、今の子どもたちは次代を担う町の大切な宝です。子育て家庭を地域や町全体で温かく見守り、必要に応じ手助けをしたり、元気づけたりしていくことが重要です。

そして、子育てを通じて、子どもはもちろんのこと、親や地域、町も育っていく。住民一人ひとりが積極的に子育てに関わり、子育てを通じて新しいコミュニティを形成していく。そんなまちづくりを目指し、本計画においても前計画の基本理念を継承することとします。

6 . 計画の基本目標

前期計画では、基本理念を実現するために、新宮町の現状と課題を踏まえて6つの基本テーマを設定し、行政施策の体系化を行っていました。また、国の策定指針が7つの行政施策を柱としたものであったため、行動計画における「行動」主体も「行政」中心のものとなっています。

しかし、基本理念で謳っているように、本当に「子育ての社会化」を推進するのであれば、「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を取り入れながら、どのような子育て社会を目指すのかを住民の視点から設定し、その達成のために必要な条件を洗い出すことにより、施策体系を再検討する必要があります。

また、「利用者の視点に立った点検・評価」を導入し、計画の成果を検証可能なものとするためには成果指標の設定が不可欠ですが、次世代育成支援については行政の努力だけで成果を上げることができるものは極めて限られています。子育ての中心はやはり家庭であり、家庭と地域、学校さらには企業、事業所を巻き込んだ取り組みを行わなければ、成果が見えてこないものがほとんどです。成果指標を設定する以上、行動計画の「行動」の主体を行政のみならず、家庭や地域にも拡大し、それぞれの行動を計画の中身として位置づけることが必要です。

本計画では、かかる観点から町と町民がめざすまちの姿を、子ども、子育て家庭、地域社会、次代の親という4つの視点から設定し、計画の基本目標とします。

- (1) 子どもが健やかに育つことができるまちづくり
- (2) 安心とゆとりを持って子どもを生き育てることができるまちづくり
- (3) 地域ぐるみで子育てを支えることができるまちづくり
- (4) 心身ともに健全な次代の親を育むことができるまちづくり

7. 計画の体系

4つの基本目標のそれぞれについて、その達成のために必要な条件を抽出し、第3章において、それに対応した現状と課題及び今後の取り組みを明らかにするとともに、その活動量や成果を測定するための評価指標と目標値を設定することとします。



8 . 計画の推進方策

(1)計画内容の周知徹底

町民一人ひとりが子育ての重要性を理解し、子育てとその支援に関する取組を実践・継続していけるよう、町の広報誌やホームページ上で、本計画内容を公表し、町民への周知徹底を図るとともに、あらゆる手段、機会を利用して、子育て支援に取り組もうとする町民の気運を高めていきます。

もちろん、子育ての第一義的な責任が父母その他の保護者にあることは言うまでもなく、この計画では、それぞれの保護者に「子育ての基本は家庭である」という認識を高めてもらうとともに、それを前提に、家庭、地域、学校、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体で子育てを支え、すべての子どもが、心身ともに健やかに生まれ育ち、自己実現できるまちをめざします。

さらに、町が実施する各種子育て支援事業についても、各種情報媒体を活用した、きめ細かな情報を提供し、すべての子どもとその保護者がその利益を享受できるよう推進します。

(2)関係機関等との連携・協働

子育てに関わる施策分野は、福祉のみならず、保健、医療、教育等、多岐にわたっているため、計画の実施にあたっては、保育所、幼稚園、学校やPTA、社会福祉協議会、ボランティア団体、民生委員・児童委員、主任児童委員との連携はもちろん、子ども会育成会、婦人会、老人クラブなど、地域組織とも連携を図りながら、協働の子育て支援に努めます。

さらに、子育て支援施策については、子ども手当をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

(3)評価指標による進捗管理

後期計画の策定にあたっては、「利用者の視点に立った点検・評価の導入」が求められており、本計画においてもできる限り成果（アウトカム）に着目した評価指標を設定し、目標年度における取り組みの成果を検証することとします。

ただし、適切な成果指標を設定することが困難な取り組み項目については、行政活動のプロセスや結果（アウトプット）で評価をすることになります。

第3章の基本目標ごとの取り組みのそれぞれに評価指標と目標値を設定していますが、その中には上記の異なる意味を持つ指標が混在することに留意し、行政活動のプロセスや結果（アウトプット）に着目した指標については、毎年度、点検・評価を行うこととします。

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1. 人口等の動向

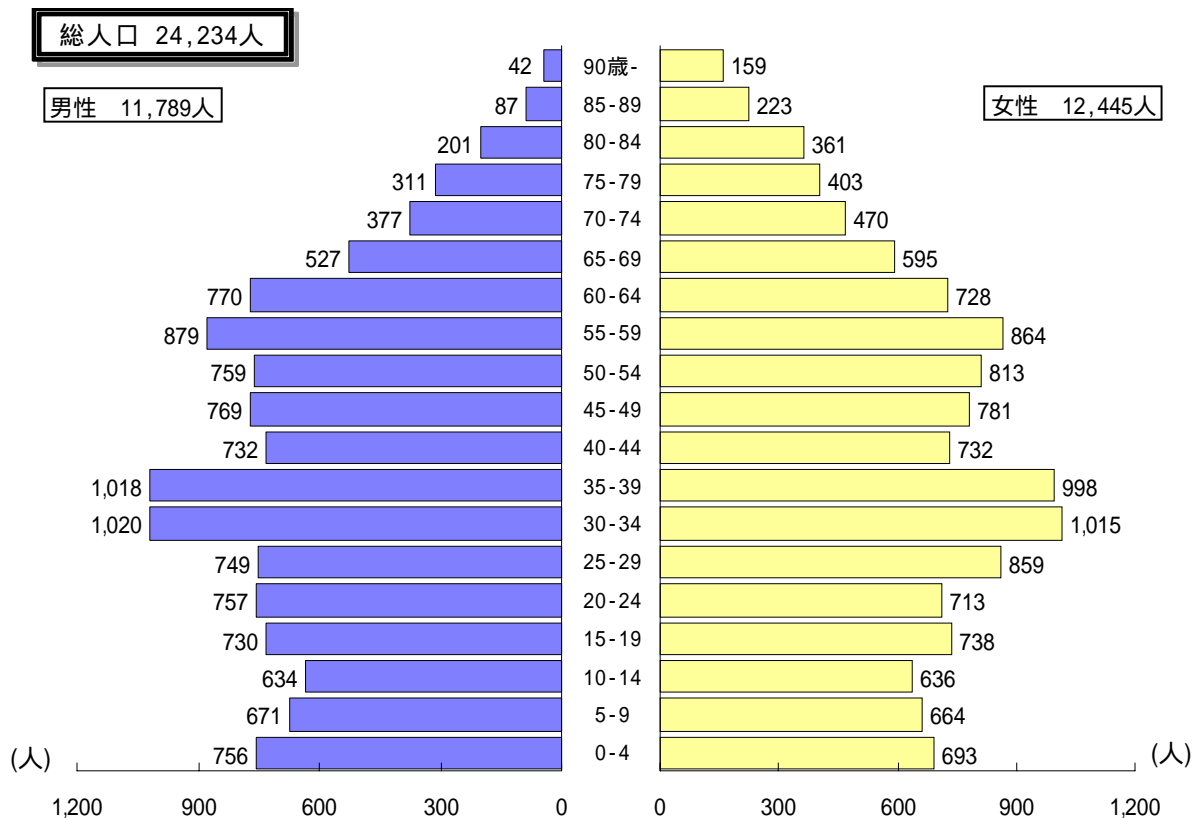
(1) 人口の推移

総人口

本町の平成21年4月1日現在の総人口は、男性11,789人、女性12,445人の計24,234人です。第2次ベビーブーム世代である30代の人口が最も多く、それよりも若い世代は少なくなっていることがわかります。

しかし、10～14歳人口に比べ、5～9歳、0～4歳人口が増えているように、ここ数年間は第2次ベビーブーム世代が婚姻、出産の時期に当たることもあって、少子化にやや歯止めがかかっています。ただし、現在の30代に比べ、20代の人口がかなり少ないことから、今後さらに少子化が進むことが懸念されます。

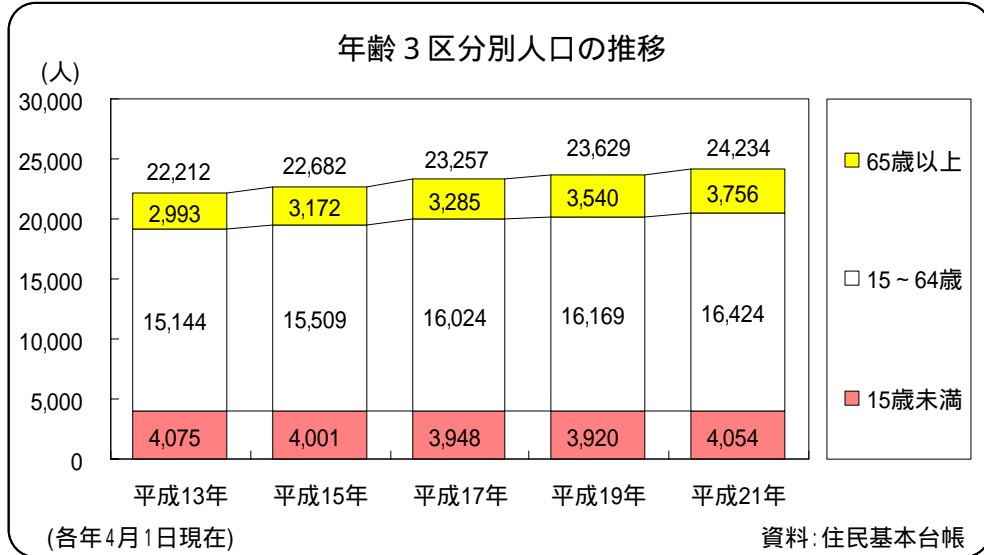
新宮町の人口ピラミッド
(平成21年4月1日現在)



資料：住民基本台帳

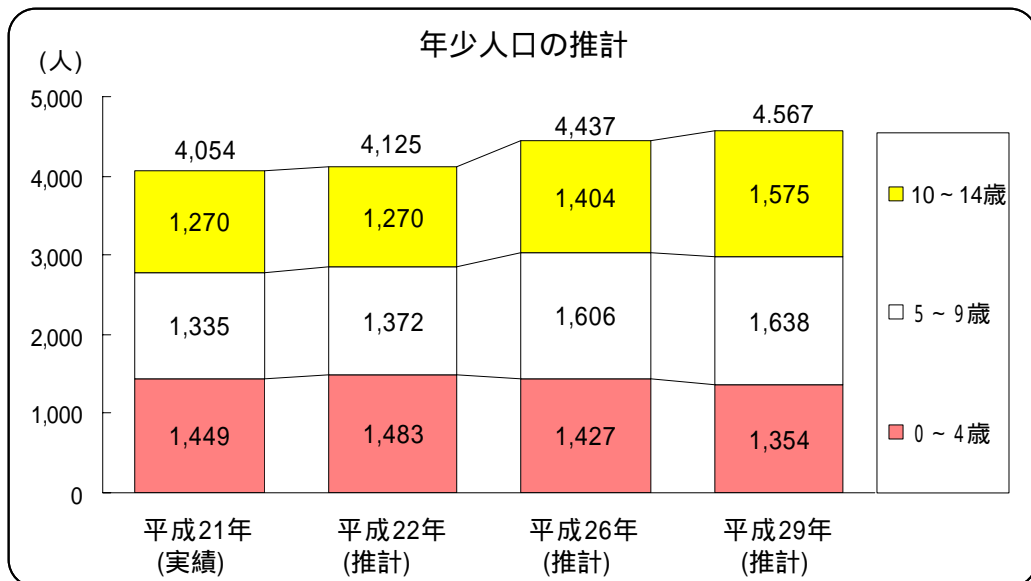
年齢3区分別人口の推移

人口の推移を見ると、全体の人口は増加傾向にあります。年少人口（0～14歳）は横ばい、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、本町においても緩やかな少子高齢化が進みつつあります。



年少人口の推計

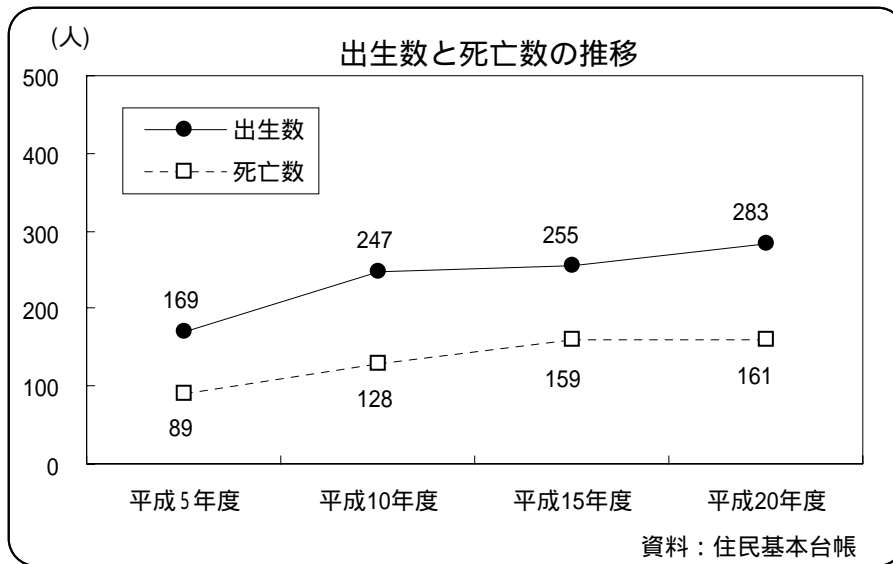
平成18年から21年の住民基本台帳の人口データ（各年4月1日現在）に基づき、コーホート変化率法を用いて年少人口を推計すると、全体としては増加で推移するという結果となっていますが、今後の出生数が減少傾向で推移すると見られるため、0～4歳の人口が減少傾向で推移し、その結果、やがて年少人口全体も減少傾向に転じることが予想されます。



(2) 自然動態 - 出生数と死亡数の推移 -

本町におけるここ15年間の自然動態を見ると、出生数、死亡数ともに増加傾向にありますが、一貫して出生数が死亡数を上回る自然増の状態が続いています。

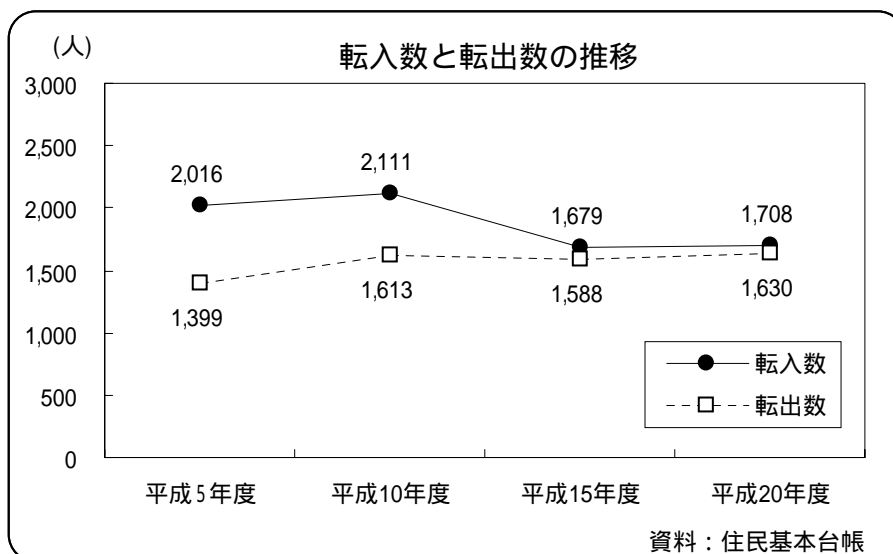
平成20年度は、出生数283人に対し死亡数161人と、122人の自然増となっています。



(3) 社会動態 - 転入数と転出数の推移 -

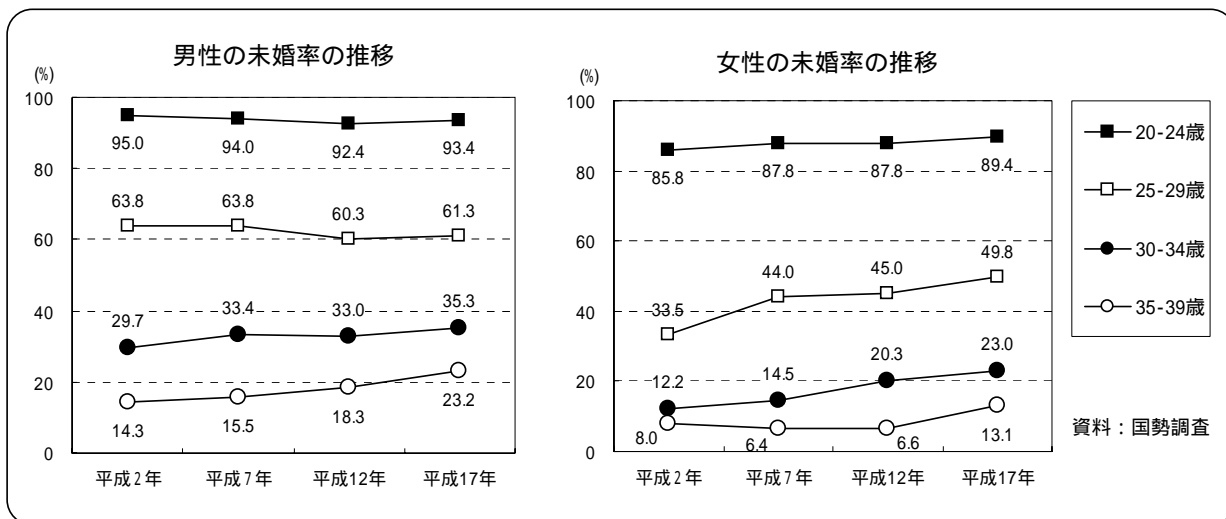
本町におけるここ15年間の社会動態を見ると、一貫して転入数が転出数を上回る社会増の状態が続いています。しかし、近年は、10年ほど前に比べると転入数が少なくなっており、転出数との差は縮まる傾向にあります。

平成20年度は転入数1,708人に対し転出数1,630人と、78人の社会増にとどまっています。



(4)未婚率の推移

20～39歳の男女の未婚率の推移を5歳階層別にみると、男性の20～29歳を除くすべての階層で未婚率が上昇していることがわかります。特に、女性では20代後半～30代前半での未婚率の上昇が著しく、本町においても、いわゆる女性の晩婚化傾向が進んでいることがうかがえます。



(5)世帯数の推移

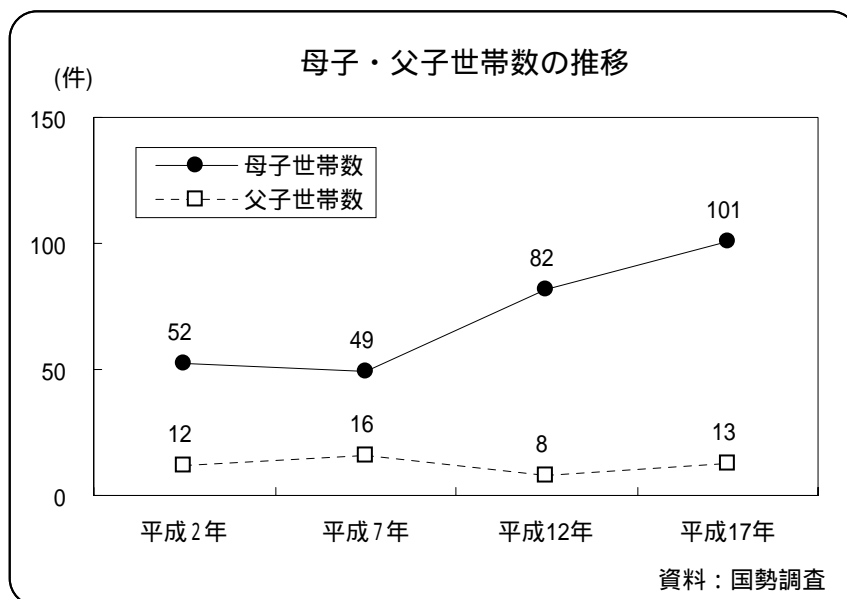
平成2年からの15年間の世帯数の推移は以下のとおりで、一般世帯総数は一貫して増加傾向にあり、核家族家庭の増加等により、1世帯あたりの人数は減少傾向にあります。

また、近年の離婚件数の増加を受けて、母子世帯数は平成2年から17年までの15年間で、52世帯から101世帯へと倍近くに増えていきます。一方、父子世帯数は同じ15年間で、ほとんど変化が見られず、世帯数も少ないことから、離婚した場合には母親が子どもを引き取るケースが多いことがうかがえます。

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
一般世帯総数	4,979	6,323	7,705	8,140
母子世帯数	52	49	82	101
父子世帯数	12	16	8	13
1世帯当たりの人数(人)	3.07	3.02	2.87	2.81

各年10月1日現在

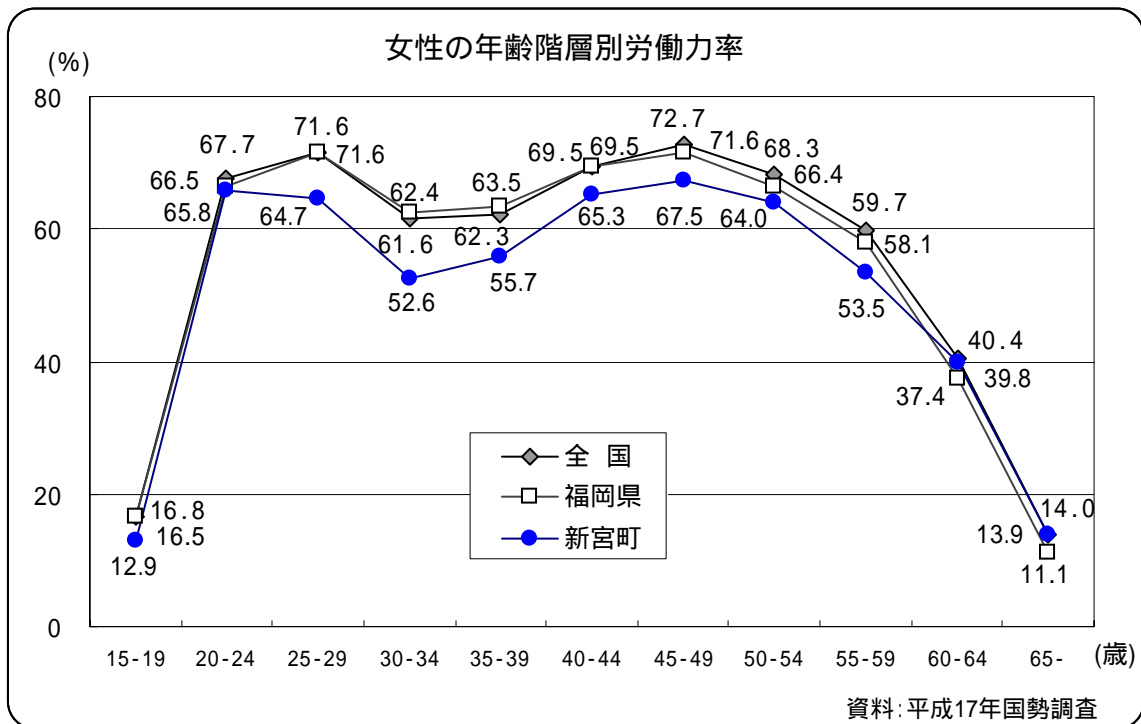
資料:国勢調査



2. 就労環境

(1) 女性の年齢階層別労働力率の推移

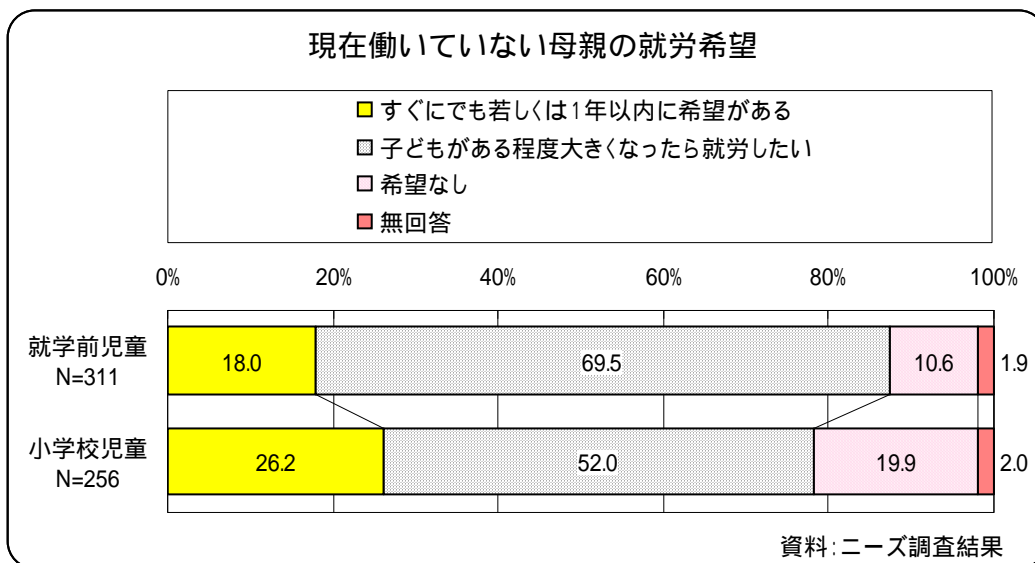
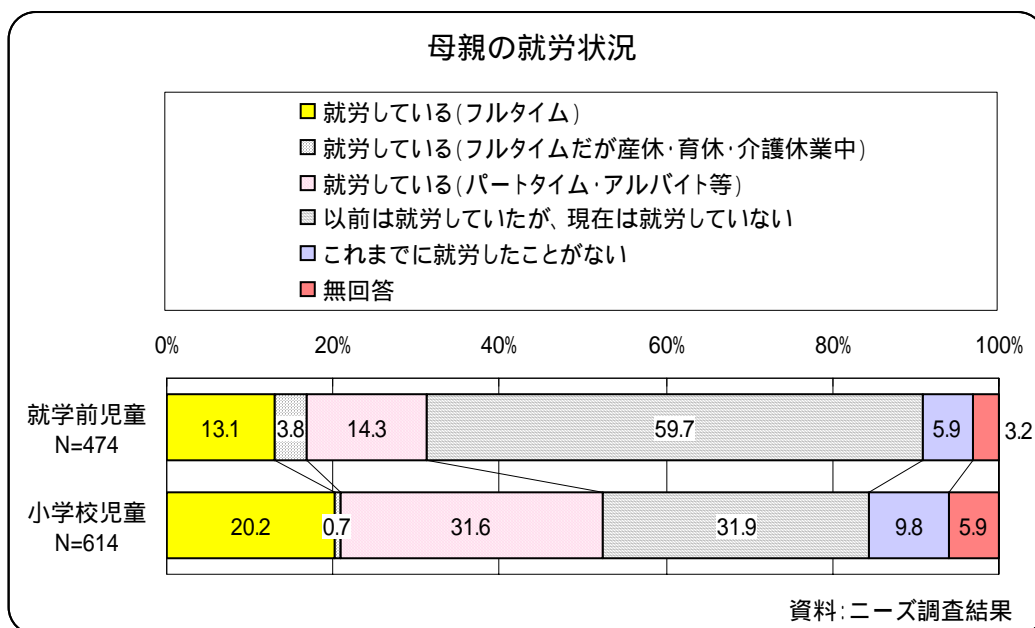
本町の女性の労働力率は、60歳以上を除く全年齢階層を通じて国、県よりも低い割合となっていますが、年齢階層別にみると、国、県に比べより鮮明に、いわゆる「M字カーブ」を描いていることがわかります。20代後半から30代前半での労働力率の低下は、出産や育児による就労率の減少を、30代後半からの増加は、再就職等による就労率の上昇を示していると考えられますが、ニーズ調査結果においても、母親の多くが出産を契機に仕事を辞めた経験を持っているという事実が裏付けられています。この背景には、子どもがある程度大きくなるまでは子育てを優先したいと考えている人が多いという実態もありますが、働き続けたくてもそれを可能にする社会環境が十分に整備されていないために、一旦仕事を離れざるを得ない女性もたくさんいます。働きたい女性が家庭生活と職業生活を両立し、結婚、出産、育児期にも継続して働くことができる社会環境の整備を図る必要があります。



(2) 母親の就労状況

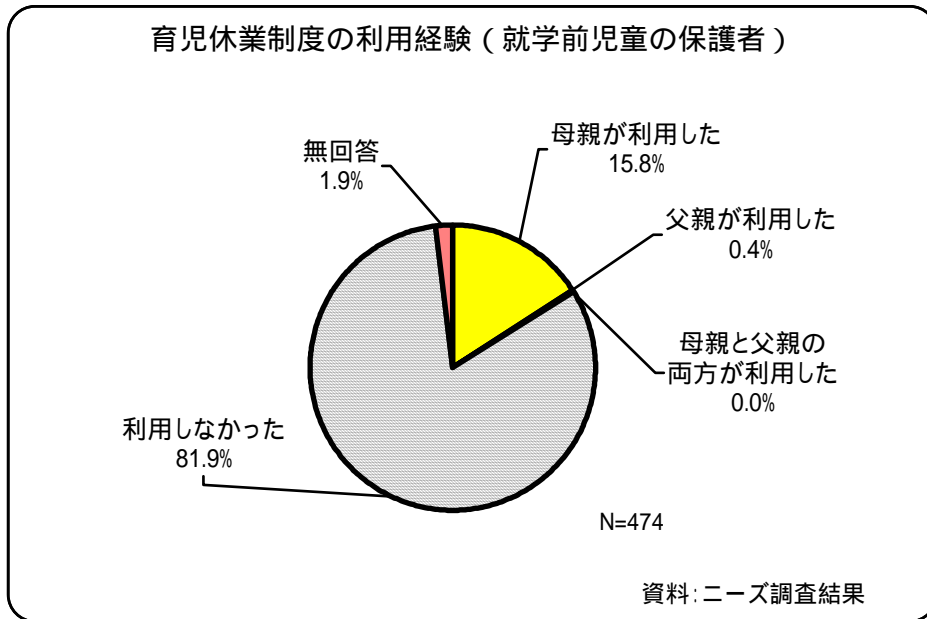
ニーズ調査の結果から母親の就労状況をみると、就学前児童の母親で31.2%、小学校低学年児童の母親で52.5%の人が働いていることがわかります。一方、以前は働いていたが、結婚や出産を機に仕事を辞め、現在も働いていない人の割合は就学前児童の母親で59.7%、小学校低学年児童の母親で31.9%となっています。これらのデータから、子どもの年齢が上がるにつれて母親の再就職が進んでいる様子がうかがえます。

また、一方で、現在就労していない母親についても、その多くが「すぐにも若しくは1年以内に」または「子どもがある程度大きくなったら」就労したいと考えていることがわかります。



(3) 育児休業制度の活用状況

ニーズ調査の結果から就学前児童の保護者の育児休業の利用状況をみると、「利用した」と回答した人は16.2%で、しかも、そのほとんどが母親の利用となっており、父親の利用は極めて低調であることがわかります。



3. 子育て支援サービス等の現状

(1) 保育サービス

認可保育所入所状況の推移（年齢別）

平成17年からの認可保育所の年齢別入所状況の推移は以下のとおりです。年によって入所率にばらつきはありますが、4歳くらいまでは概ね子どもの年齢が高くなるにつれて入所率も高くなっていることがわかります。また、平成18年から低年齢児の受け入れ数が増えています。

本町においては、近年待機児童数が増加しており、加えて、今後町内の宅地開発に伴う子育て世代の人口増が予測されることから、今後ますます認可保育所に対するニーズが増えていくことが予想されます。

認可保育所入所状況の推移（年齢別）

区 分		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
0 歳児	児童総数(人)	285	282	277	299	282
	入所児童数(人)	6	6	11	19	17
	入所率(%)	2.1	2.1	4.0	6.4	6.0
1 歳児	児童総数(人)	277	276	285	292	306
	入所児童数(人)	20	33	31	35	45
	入所率(%)	7.2	12.0	10.9	12.0	14.7
2 歳児	児童総数(人)	260	264	270	288	303
	入所児童数(人)	21	40	43	46	47
	入所率(%)	8.1	15.2	15.9	16.0	15.5
3 歳児	児童総数(人)	266	255	266	264	282
	入所児童数(人)	27	49	48	61	49
	入所率(%)	10.2	19.2	18.0	23.1	17.4
4 歳児	児童総数(人)	261	263	254	272	276
	入所児童数(人)	33	55	56	47	61
	入所率(%)	12.6	20.9	22.0	17.3	22.1
5 歳児 以上	児童総数(人)	274	258	261	257	273
	入所児童数(人)	30	36	59	51	50
	入所率(%)	10.9	14.0	22.6	19.8	18.3

各年4月1日現在

資料：健康福祉課

保育所入所状況の推移（施設別）

平成21年4月1日現在、町内には私立の認可保育所が2施設と、町立のへき地保育所が1施設あり、総定員270人に対し、入所者総数は275人となっています。

認可保育所の通常保育時間は、2施設とも午前7時から午後6時までで、暁華保育園では午後7時、新宮つぼみ保育園では午後8時までの延長保育を実施しています。

ともに障がい児の受け入れも可能ですが、一時保育は新宮つぼみ保育園のみの実施となっています。

また、相島保育所の開所時間は午前8時30分から午後4時30分までとなっています。

なお、病気の回復期にある子どもを預かる病後児保育については、古賀市内の鹿部保育所病後児保育室で受け入れを行っています。

保育所入所者数の推移（施設別） （各年4月1日現在、単位：人）

保育所名	区分	定員	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
暁華保育園	私立・認可	120	136	106	120	122	134
新宮つぼみ保育園	私立・認可	120	112	112	127	133	132
相島保育所	町立・へき地	30	9	9	10	9	9
計		270	257	227	257	264	275

区分及び定員は平成21年4月1日現在

資料：健康福祉課

特別保育の実施状況の推移 （単位：か所,人）

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度
延長保育	実施か所数	2	2	2
	延利用児童数	676	774	806
障がい児保育	実施か所数	1	1	2
	利用児童数	1	1	4
一時保育	実施か所数	1	1	1
	延利用児童数	34	174	105
病後児保育	実施か所数	0	0	0
	延利用児童数	17	20	10

実施か所数は各年度4月1日現在

資料：健康福祉課

病後児保育は鹿部保育所病後児保育室（古賀市）の延利用児童数を計上

(2) 幼稚園教育

幼児期における教育の重要性から、幼稚園教育に対する社会的要請は年々高まっていますが、一方で、少子化と保育需要の増大により、園児数は横ばいとなっています。

平成21年5月1日現在、町内には町立の3つの幼稚園があり、総就園児数は428人となっています。

幼稚園入園状況の推移（施設別）（単位：人）

幼稚園名	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
立花幼稚園	38	45	55	62	46
新宮幼稚園	188	145	145	122	153
新宮東幼稚園	225	219	213	231	229
計	451	409	413	415	428

各年5月1日現在

資料：学校教育課

幼稚園入園状況の推移（年齢別）

区分		平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
入園児童数 (人)	3歳児	136	122	131	125	123
	4歳児	151	146	138	147	152
	5歳児	164	141	144	143	153

各年5月1日現在

資料：学校教育課

(3) 学童保育

両親が共働きなどの留守家庭の子どもたちの放課後等における健全育成を目的とする学童保育所については、学校・家庭・地域の協力の下に、条件の整ったところから順次設置しており、最近の利用者数の推移は以下のとおりです。

平成21年5月1日現在、町内4小学校のうち3小学校区に学童保育所が設置されており、総定員180人に対し、利用児童数は計153人となっています。

学童保育所児童数の推移（単位：人）

施設名	定員	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
新宮小学校学童保育所	60	45	40	38	48	49
新宮東小学校学童保育所	90	59	73	88	87	83
立花小学校学童保育所	30	-	-	12	21	21
計	180	104	113	138	156	153

定員は平成21年4月1日現在
各年5月1日現在

資料：社会教育課

(4) 母子保健事業

乳幼児健康診査の実施状況

心身ともに健全な人づくりの基本として、また、乳幼児の健康の保持増進を図るため、本町では様々な健康診査を行っていますが、その主な実施状況は以下のとおりです。

乳幼児健康診査の実施状況の推移 (単位：人)

区		分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
4か月児健康診査	受診状況	対象者	301	305	306	293
		受診者	289	301	298	283
		受診率(%)	96.0	98.7	97.4	96.6
1歳6か月児健康診査	受診状況	対象者	285	278	280	328
		受診者	264	265	267	312
		受診率(%)	92.6	95.3	95.4	95.1
	むし歯有病者率(%)	1.1	3.8	3.4	4.2	
3歳児健康診査	受診状況	対象者	251	250	280	269
		受診者	224	226	246	257
		受診率(%)	89.2	90.4	87.9	95.5
	むし歯有病者率(%)	14.3	29.2	21.4	18.8	

資料：健康福祉課

相談・指導事業の実施状況

妊婦とその家族、子育て家庭を対象とした教室を開催し、妊娠・出産、子育てに関する学習機会の提供や保護者同士の情報交換の機会を提供しています。また、乳児訪問指導により産後の健康管理や育児に対する親の不安解消、子育て支援のための指導を行っています。さらに、7か月児相談のほか、乳幼児健康診査の際にも育児相談、栄養相談等を実施し、子育ての悩みや不安の解消を図っています。

各種相談・訪問指導の実施状況の推移 (単位：人)

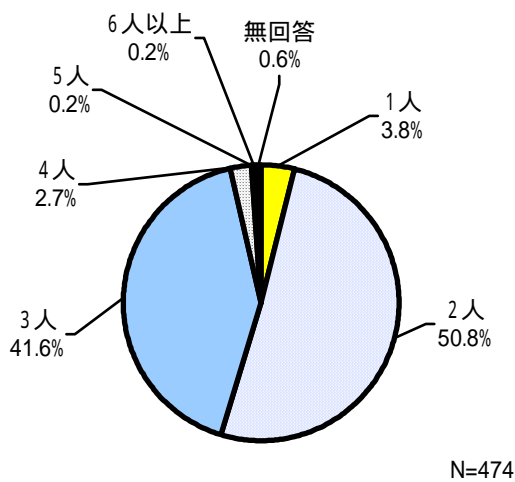
区	分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
7か月児相談	対象者	274	295	314	290
	受診者	273	267	292	269
	受診率(%)	99.6	90.5	93.0	92.8
乳幼児相談	利用者	334	330	396	372
	開催回数(回)	24	24	24	24
	利用者数/回	13.9	13.8	16.5	15.5
乳児訪問指導	訪問指導人数	182	222	241	258

資料：健康福祉課

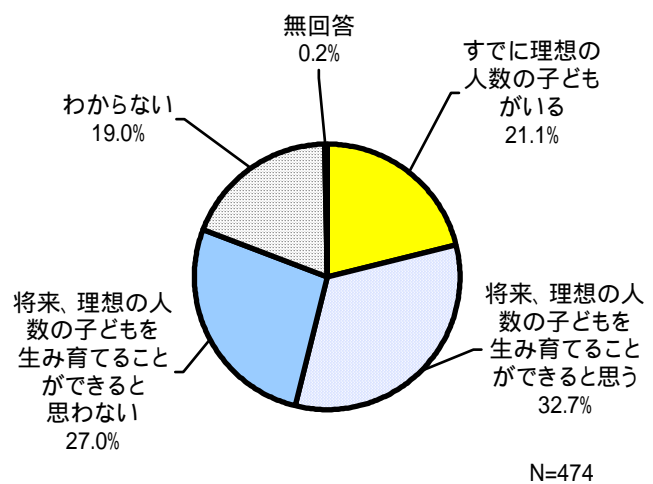
4 . ニーズ調査結果からみた出産、子育ての阻害要因

小学校児童の保護者に、理想の子どもの数を尋ねたところ、「2人」が50.8%を占め、次いで、「3人」が41.6%と続き、「2人以上」の割合が95%を超えています。しかし、その理想の数の子どもを生き育てることができるかという問いに対しては、27.0%の人が「思わない」と回答しています。さらに、それらの人に、その理由を尋ねたところ、88.3%の人が「お金がかかるから」と回答しており、子どもがいる夫婦が出産・育児をためらう最も大きな理由は、経済的な問題であるということがわかります。

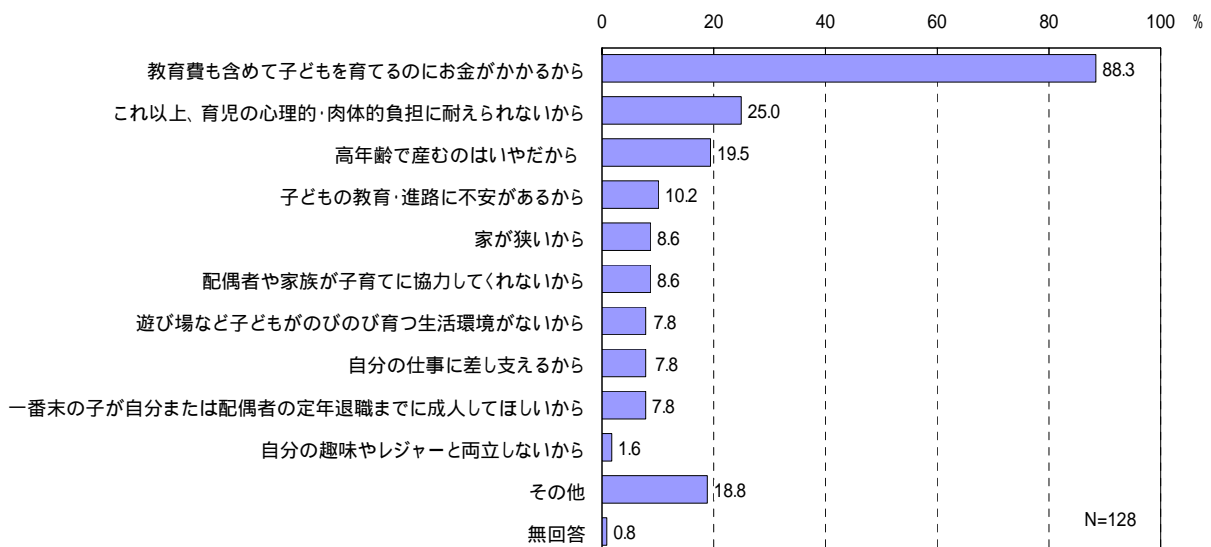
理想の子ども数
(就学前児童の保護者)



理想の数の子どもを生き育てることができるか
(就学前児童の保護者)



理想の数の子どもをもてないと思う理由 (就学前児童の保護者)



資料：ニーズ調査結果

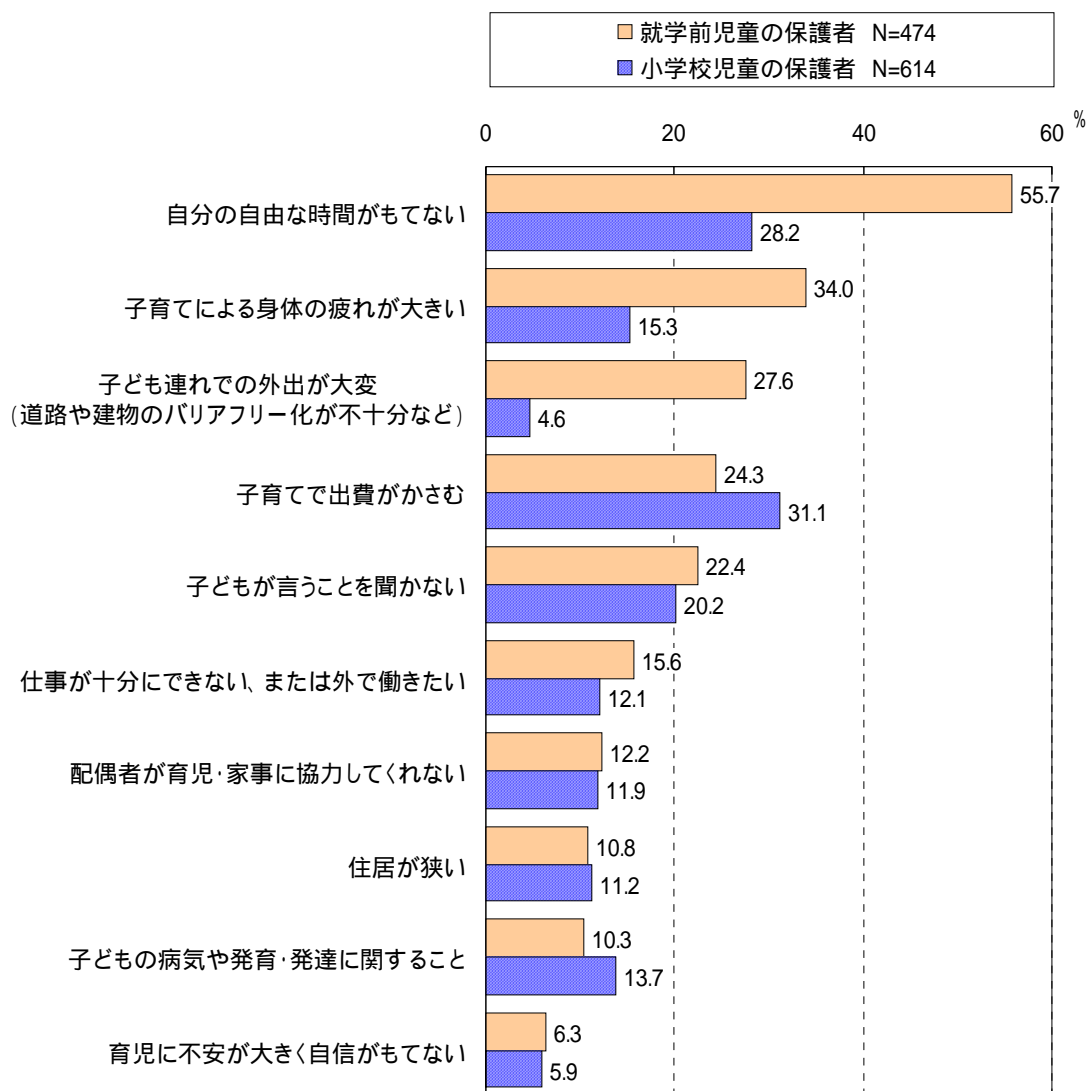
5. ニーズ調査結果からみた子育て支援ニーズ

(1) 子育てをする上での不安や悩み

子育てをする上での不安や悩みで最も多かったのは、就学前児童の保護者では「自分の自由な時間がない」(55.7%)、小学校児童の保護者では、「子育てで出費がかさむ」(31.1%) となっています。

両者の悩みの内容を比較すると、子どもが就学前のまだ小さい時期は、経済上の問題もさることながら、子育てに時間をとられたり、身体が疲れるといった内容が多いのに対し、小学校になると子どもの成長に伴い、直接手にかかる子育てからやや解放されることによって、教育費をはじめとする経済上の問題が中心となっていく様子がうかがえます。

子育てをする上での不安や悩み（上位10項目）

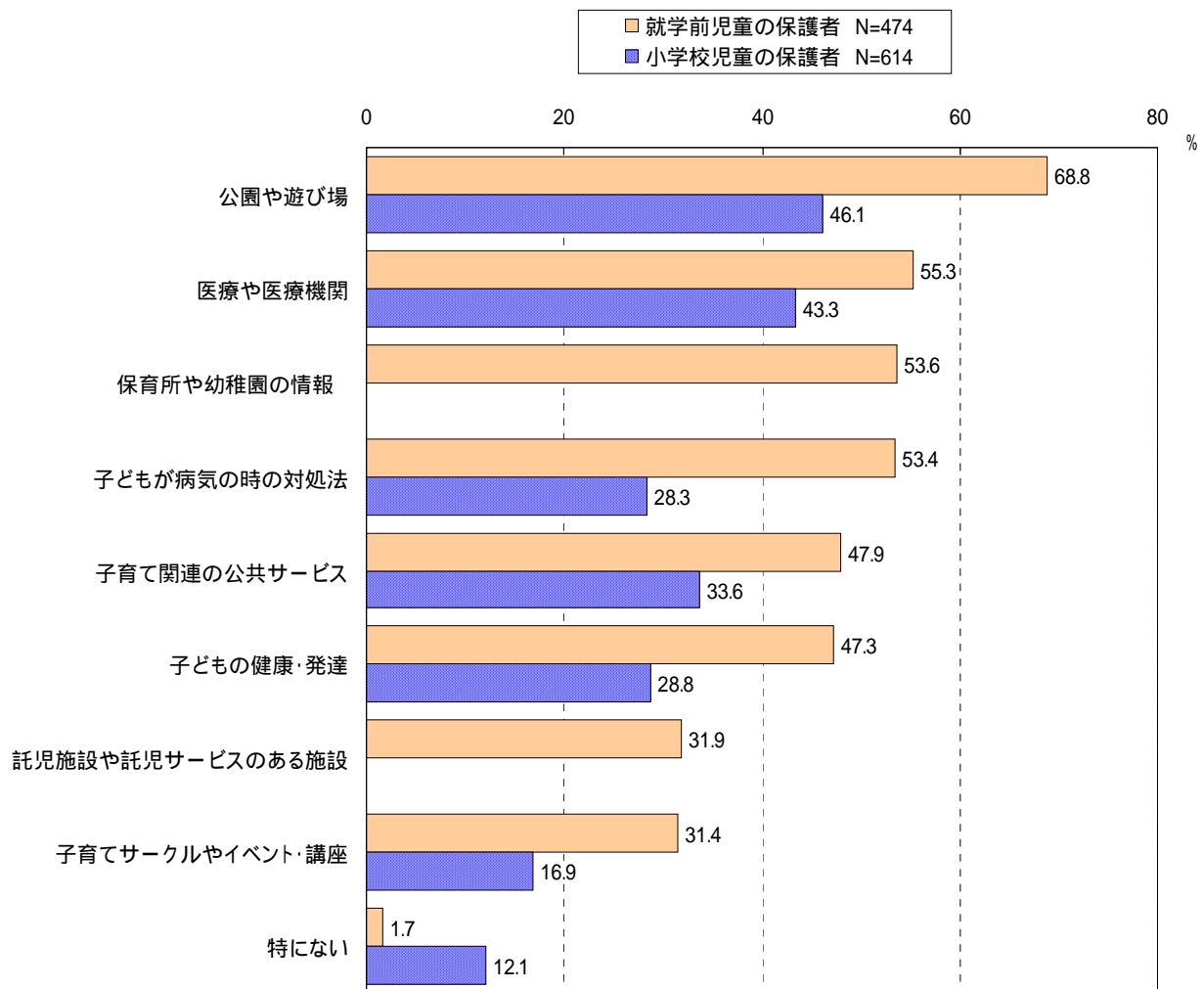


資料：ニーズ調査結果

(2) 子育てに関して必要な情報

就学前及び小学校児童の保護者に、子育てに関してどのような情報が必要か尋ねたところ、「公園や遊び場」を挙げた人が、就学前で68.8%、小学校で46.1%とともに最も多くなっています。しかし、就学前児童の保護者については、2位以下の「医療や医療機関」(55.3%)、「保育所や幼稚園の情報」(53.6%)、「子どもが病気の時の対処法」(53.4%)、「子育て関連の公共サービス」(47.9%)、「子どもの健康・発達」(47.3%)も大差ない割合で続いており、子育て中の保護者が広く様々な情報を求めている様子がうかがえます。

子育てに関して必要な情報



小学校児童の保護者に対する調査票には保育所、幼稚園に関する選択肢がないため、一部データ表示なし

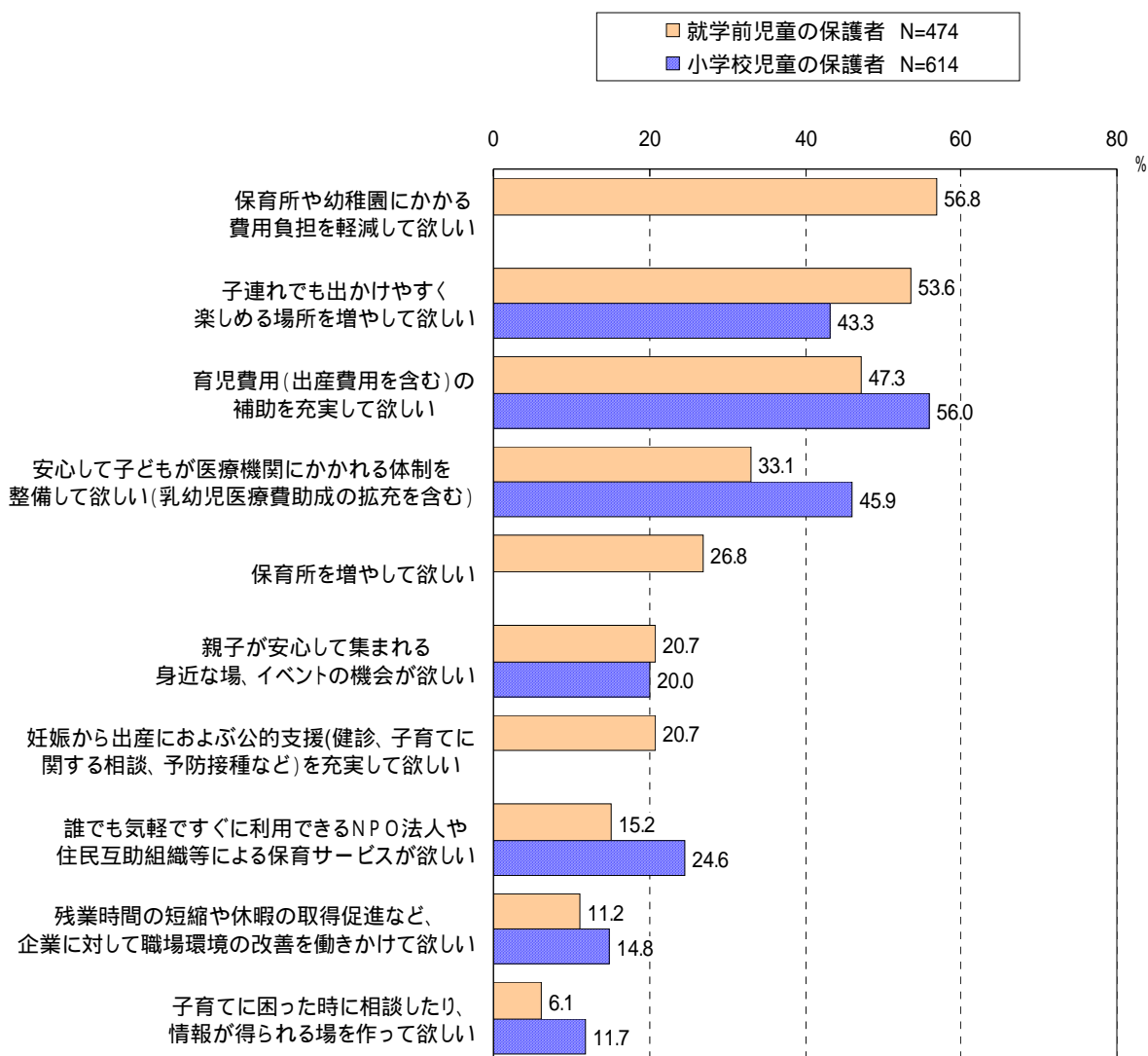
資料：ニーズ調査結果

(3) 充実を期待する子育て支援施策

子育て中の保護者に、「町に充実を期待する子育て支援施策」を尋ねたところ、就学前児童の保護者では「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」が56.8%と最も多く、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」(53.6%) がそれに続いています。

一方、小学校児童の保護者では「育児費用(出産費用を含む)の補助を充実して欲しい」が56.0%と最も多く、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい(乳幼児医療費助成の拡充を含む)」(45.9%) がそれに続いています。

町に充実を期待する子育て支援施策(上位10項目)



小学校児童の保護者に対する調査票には保育所、幼稚園に関する選択肢がないため、一部データ表示なし

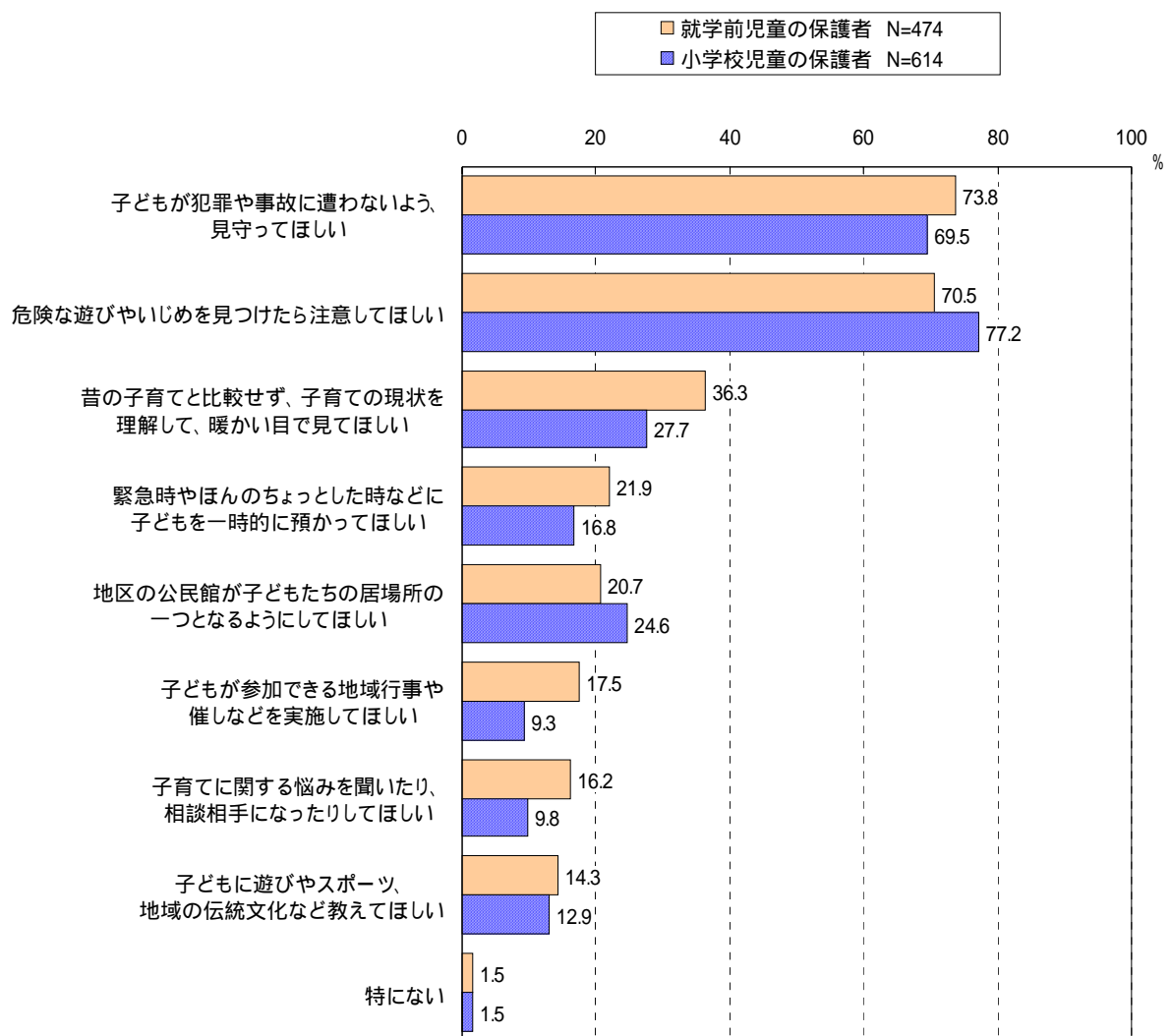
資料：ニーズ調査結果

(4) 子育て支援として地域の人に期待すること

子育て中の保護者に、「子育て支援として地域の人に期待すること」を尋ねたところ、就学前児童の保護者、小学校児童の保護者ともに、「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」と「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が上位にあがっています。

また、上位2項目とは回答割合にかなり差がありますが、「昔の子育てと比較せず、子育ての現状を理解して、暖かい目で見たい」がともに3位で続いています。

子育て支援として地域の人に期待すること



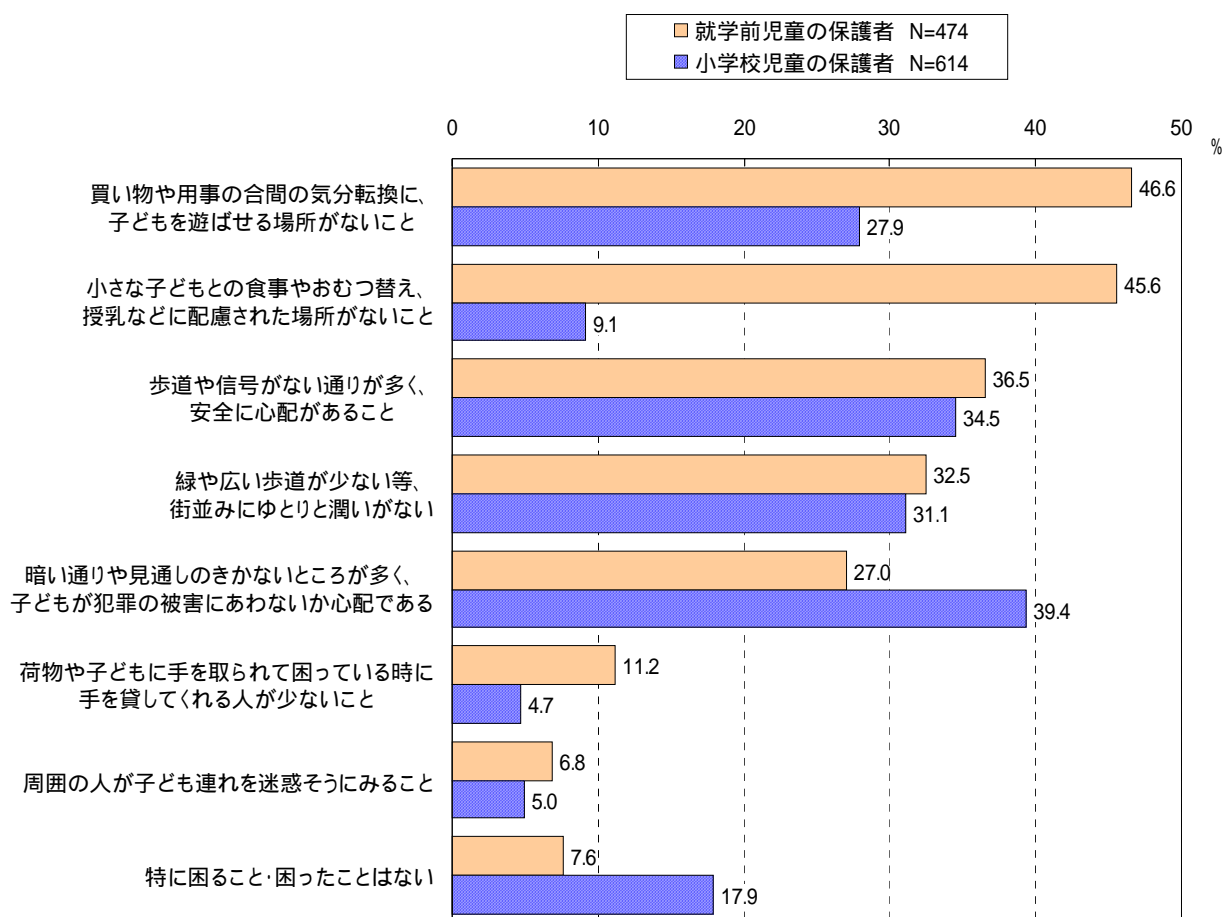
資料：ニーズ調査結果

(5) 子どもとの外出の際、困ること

就学前児童の保護者に、「子どもとの外出の際、困ること」を尋ねたところ、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」が46.6%と最も多く、ほとんど差のない割合で「小さな子どもとの食事やおむつ替え、授乳などに配慮された場所がないこと」(45.6%)が続いており、子ども連れでも外出しやすいまちづくりに対するニーズが高いことがわかります。

一方、親と離れて子どもだけで外出する機会が増える小学校児童の保護者に対する調査結果では、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」を選択した人が39.4%と最も多くなっており、子どもを狙った犯罪が多発する昨今、子どもの安全確保は親にとって最大の課題の一つとなっている様子がうかがえます。

子どもとの外出の際、困ること



小学校児童の保護者に対する調査票には乳幼児との外出を想定した選択肢がないため、一部データ表示なし

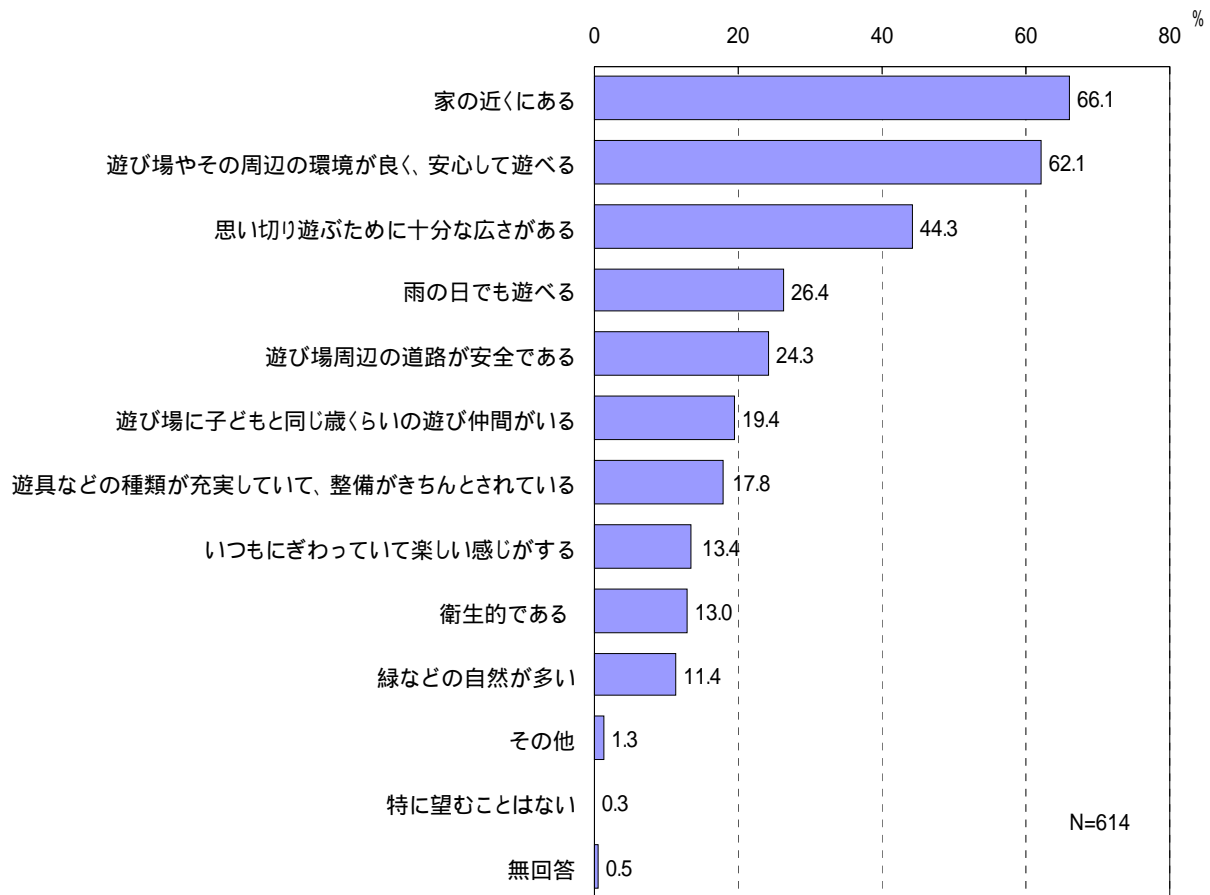
資料：ニーズ調査結果

6. ニーズ調査結果からみた遊び場に関するニーズ

小学校児童の保護者に、「どのような遊び場を望むか」を尋ねたところ、「家の近くにある」(66.1%)と「遊び場やその周辺の環境が良く、安心して遊べる」(62.1%)といった条件が、ともに上位を占めています。

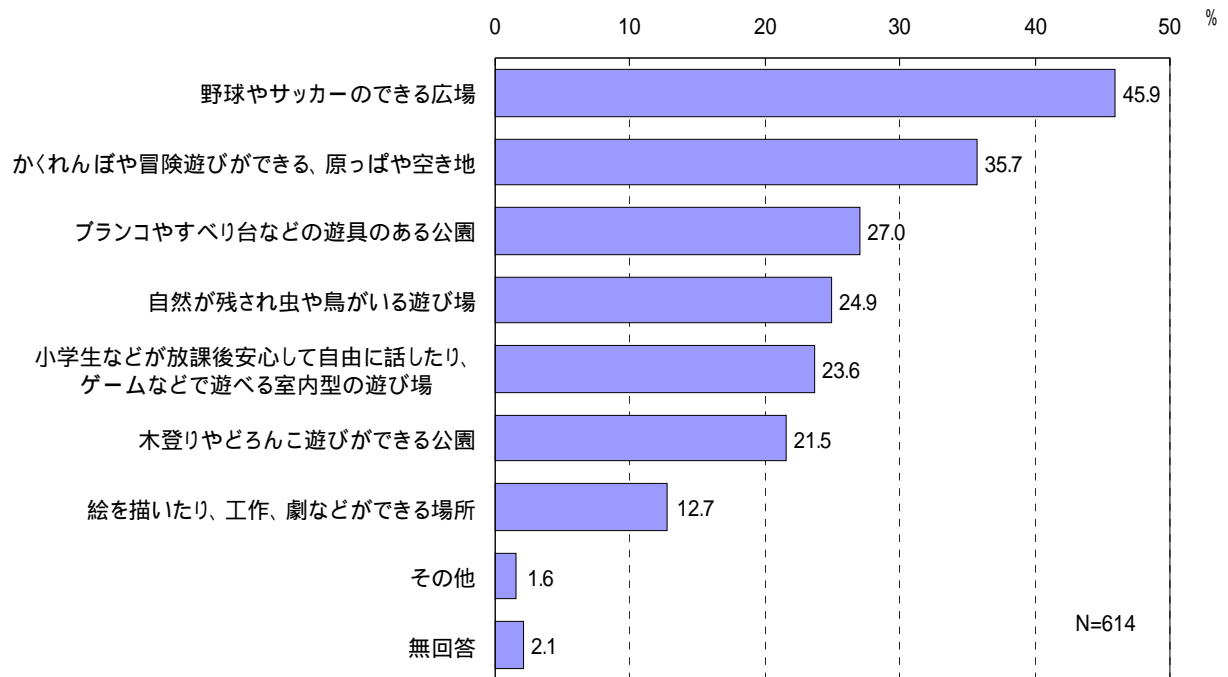
また、子どもが遊ぶ場所として、近所にあつたらよいと思うものを尋ねたところ、「野球やサッカーのできる広場」を選択した人が45.9%と最も多く、以下、「かくれんぼや冒険遊びができる、原っぱや空き地」(35.7%)、「ブランコやすべり台などの遊具のある公園」(27.0%)、「自然が残され虫や鳥がいる遊び場」(24.9%)と続いています(次ページ参照)。

どのような遊び場を望むか



資料：ニーズ調査結果

子どもが遊ぶ場所として、近所にあったらよいと思うもの



資料：ニーズ調査結果

第3章 基本目標ごとの現状と課題及び今後の取り組み

基本目標 1 子どもが健やかに育つことができるまちづくり

子どもが健やかに育つために必要なこととして、次の5点を掲げました。

1. 子どもの基本的な生活習慣を整え、病気や事故を予防できる
2. 子どもの学校生活が充実している
3. 子どもが様々な活動や体験をすることができる
4. 子どもの人権が守られている
5. 障がい児に対する支援が充実している

1. 子どもの基本的な生活習慣を整え、病気や事故を予防するために

(1) 現状と課題

近年、社会生活を送る上で、情報化や生活スタイル・生活習慣の多様化、核家族の進展に伴う地域社会における連帯感や人間関係の希薄化といった現象が大人のみならず子どもに対しても様々な影響を及ぼしています。このような状況の中、夜更かしや朝起きられないといった睡眠の問題、偏食や欠食、過食といった食事の問題、テレビやゲームを行う時間の増加や外遊びの減少といった遊びの問題、また、あいさつや約束・時間を守るなど基本的な生活態度の面からも子どもの生活習慣・リズムと生活態度に関する問題がクローズアップされています。

子どもの心身の健やかな育ちのためには、毎日の生活習慣や生活環境を整えたり、必要な医療を受けさせたりすることが大切です。特に、乳幼児に身に付いた生活習慣・リズムは、生涯にわたり影響を及ぼすものであり、この時期に望ましい生活習慣【食事(栄養)・睡眠(休養)・遊び(運動)]・リズムを獲得することが重要となってきます。これらは、保護者の生活や考え方の影響を受けるため、町では母子保健計画に基づき健やかな育ちのための保護者支援に努めていますが、今後は幼稚園や保育園、学校教育との連携を図り、子どもの成長段階に応じた支援をより充実させていくことが課題となっています。

乳幼児健康診査では、乳幼児の発達状態や子育て状況を把握し病気の早期発見を行い、結果に応じて必要な情報提供や専門機関の紹介、定期的な状況の把握をしています。ま

た発達に障害がある幼児については、療育指導や保護者支援を実施しています。保育園や幼稚園在園中の幼児については、療育担当者が園を訪問し、保育士や教諭の相談に応じたり、幼児の対応について指導を行ったりしていますが、就学後の支援の継続が課題となっています。

医療については、乳幼児健康診査受診時にはほとんどの児がかかりつけ医をもっています。また、休日、夜間の診療体制も粕屋医師会等近隣の医療機関の協力により整備されています。なお、県では小児の救急に際して保護者等が対応方法などについて助言してもらえる「小児救急医療電話相談」を実施しており、夜間から翌朝7時まで対応しています。しかしながら、今回実施したニーズ調査によると「子どもが急病のときに医療機関が見つからず困ったことがある」と答えた人が27.6%おり、今後は、救急医療や医療電話相談に関する周知を行う必要があります。

子どもの事故防止に対する保護者の意識に関しては、今回実施したニーズ調査によると子どもの前でタバコを吸っている人が8.6%おり、喫煙の子どもへの影響や、誤飲事故などに関する周知が必要です。また、子どもの事故防止に取り組んでいると答えた人は、98.1%と高率でしたが、「チャイルドシートの着用」や「一人で外出させない」などの実施率に比べ、「風呂の事故」や「誤飲事故防止」などの実施率は半数以下であり、事故防止に関する周知が必要といえます。

(2) 行政が取り組むこと

項 目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
生活習慣確立のための啓発及び学習相談機会の充実	心身の健やかな成長発達のためには、乳幼児期から規則正しい生活習慣・リズムを獲得することが大切であることを親自身が理解し、個々の成長段階や子育て状況に応じた取り組みができるよう、新宮町母子保健計画に基づきながら、乳幼児健康診査や各種相談教室を利用した学習機会の充実を図ります。 幼児期や学童期においても規則正しい生活習慣を確立できるよう様々な学習の機会の場で指導啓発に努めます。	健康福祉課 学校教育課
栄養指導の充実と食育の推進	結婚や妊娠を機に親自身が食生活を中心に生活習慣を振り返り、心身の健やかな成長のために親子で生活習慣を整えていくことができるよう、新宮町母子保健計画に基づきながら、情報の提供や各種相談教室を利用した学習機会の充実を図ります。	健康福祉課 学校教育課

項 目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
栄養指導の充実と食育の推進（つづき）	自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送るための力を養うために食生活習慣の形成時期である幼児期からの食育を推進するとともに、学校教育においても様々な学習の機会の場で「食」を営む力の形成・向上に向けた指導啓発に努めます。	健康福祉課 学校教育課
家庭での子育て力向上のための啓発及び学習相談機会の充実	生活態度の基礎となる規則正しい生活習慣・リズムを確立し、地域社会で生活する力を身に付けるために、家庭における日常生活でのあいさつやマナーなどについて成長段階に応じた取り組みができるよう、各種相談教室を利用した学習機会の充実を図り、家庭での子育て力向上を図ります。	健康福祉課 学校教育課
親子のふれあいの場の提供	子ども会活動やレクリエーション等、親子で参加できる体験活動の場を提供します。	社会教育課
健康診査の充実	各種健康診査の充実を図るとともに、健康診査の結果、支援が必要な場合は適切な指導援助を行います。また、未受診児の把握に努め、受診の勧奨を行います。	健康福祉課 学校教育課
疾病や障害の早期発見・早期治療・早期療育の推進	医療機関との連携を図り、健康診査や発達相談等により、疾病や障害の早期発見・早期治療・早期療育に努めます。	健康福祉課 学校教育課
予防接種の推進	予防接種の意義や重要性の周知と接種環境の整備を行います。	健康福祉課
歯の健康づくりの充実	歯みがきの励行や食生活等、各種歯科健康診査時における指導を通じ、歯の健康づくりを支援します。	健康福祉課 学校教育課
子どもをたばこの害から守る	「マタニティースクール」や「パパママ教室」等で、たばこについての知識の普及を行い、家族の禁煙と周囲の人への分煙等を働きかけます。	健康福祉課

項目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
乳幼児期の事故防止に関する啓発	乳幼児健康診査等で、誤飲などの家庭における事故防止に関する啓発を行います。	健康福祉課
交通安全教育の充実	交通ルールを守り、よりよいマナーが実践できる子どもを育成するため、関係機関の協力を得ながら、交通安全教育の充実を図ります。	学校教育課
安全な通学路の確保	通学路の整備や防犯灯の設置を推進し、安全な通学路の確保に努めるとともに、PTA等による通学指導の充実を図ります。	総務課 社会教育課

(3) 家庭や地域でできること

家庭でできること ～ 家族のみんなで取り組んでいきましょう ～

乳幼児期から規則正しい生活習慣・リズム【食事（栄養）・睡眠（休養）・遊び（運動）】を整え確立していきましょう。

子どもに十分な睡眠がとれるよう環境を整え、早寝早起きを心がけましょう。

子どもに外遊びで体をたくさん使い、適度な運動習慣を身に付けましょう。

朝食を食べる習慣をつけ、1日3食バランスよく食べることを目指しましょう。

子どものおやつは量や内容を考えながら工夫してあげましょう。

子どもが好き嫌いなく何でも食べられるよう、工夫した料理を心がけましょう。

笑顔であいさつをすることから始めましょう。

子どもが自分でできることは自分でさせましょう。

子どもにも家族の一員として家庭の中で役割を持たせましょう。

家族で過ごす時間を大切にし、コミュニケーション力を育てましょう。

子どもの成長の中で、「ほめる」「認める」機会を大切にし、自信ややる気を育てましょう。

健康診査は機会あるごとに受けましょう。

予防接種は早めに受けましょう。

子どものかかりつけ医をもちましょう。

子どもの発育・発達に不安があれば、早めに相談したり受診したりしましょう。

家庭でできること ~ 家族のみんなで取り組んでいきましょう ~

緊急時の医療機関や連絡先など、すぐに分かるところに明記しておきましょう。
歯みがきや栄養に関する正しい知識を身に付けましょう。
虫歯をつくらぬよう子どもの歯みがき管理をしましょう。
病気やけがに対する知識や応急処置法を身に付けましょう。
子どもの近くでたばこを吸わないようにしましょう。
小さい頃から交通ルールを身に付けさせましょう。

地域でできること ~ 地域みんなで取り組んでいきましょう ~

子どもたちに大人の方から積極的にあいさつや声かけをしましょう。
近所同士誘い合って、地域の子もたちと外遊びや運動をする機会をもちましょう。
食に関するイベントなどを企画し、積極的に参加しましょう。
子どもの事故防止に注意を払い、子どもたちへの声かけをしましょう。
危険な場所などを定期的に点検し、危険箇所には標識表示等しましょう。
地域ぐるみで交通ルールを守りましょう。
子どもたちが安全に遊べる場所を増やしましょう。
学校への集団登下校を行いましょ。う。
公共の場所での禁煙や分煙に協力しましょ。う。
親同士が、子どもの病気やその対応方法などについて、学習できる場をつくりましょ。う。

(4) 評価指標及び数値目標

評 価 指 標	現状値	目標値
		平成26年度
朝食を毎日食べる子どもの割合 (就学前児童) (小学校児童)	84.2%	100%
	93.5%	100%
夜9時までに寝る就学前児童の割合	35.9%	増やす
夜10時までに寝る小学校児童の割合	77.5%	増やす
体を使った遊びをする就学前児童の割合	78.0%	増やす
週4日以上外遊びをする小学校児童の割合	46.4%	増やす
家族間でコミュニケーションができていると思う家庭の割合 (就学前児童のいる家庭) (小学校児童のいる家庭)	92.9%	100%
	88.4%	100%
乳幼児健康診査、相談の受診率 (4か月児) (7か月児) (1歳6か月児) (3歳児)	96.6%	100%
	92.8%	100%
	95.1%	100%
	95.5%	100%
予防接種率 (BCG) (麻しん風しん)	99.7%	100%
	90.3%	100%
むし歯有病者率 (1歳6か月児) (3歳児)	4.2%	下げる
	18.8%	下げる
子どものかかりつけ医をもつ就学前児童のいる家庭の割合	92.8%	100%
子どもの事故防止のための取り組みを行っている就学前児童のいる家庭の割合	98.1%	100%

現状値は、ニーズ調査結果及び各担当課で把握している数値（以下、同じ）。
 評価指標のうち、末尾に 印のついた指標は、行政活動のプロセスや結果（アウトプット）
 に着目したもので、毎年度点検・評価を行うこととします（以下、同じ）。

2. 子どもの学校生活を充実させるために

(1) 現状と課題

学童期の子どもが健やかに育つためには、その生活の大きな部分を占める学校生活が充実したものでなくてはなりません。子どもの学力低下が叫ばれる今日、確かな学力を身につけるための教育内容の充実はもちろんのこと、集団生活に伴う様々な制約の中で、子ども自らが考え、判断し、行動できる自主性を重視した、楽しく学べる学校づくりを保護者や地域社会とともに考える必要があります。

(2) 行政が取り組むこと

項 目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
教育内容の充実	<p>児童生徒に「生きる力」を育むことを目指して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するように努めます。優れた教育活動を通じて基礎的・基本的な知識及び技能を習得させるとともに、課題解決に必要な思考力、判断力、創造力、表現力などを磨きます。</p> <p>また、習熟度別少人数指導の実施など、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実により、主体的に学習活動に取り組む姿勢を一層養い、確かな学力を育みます。</p> <p>教職員に対しては、人権教育、情報教育、環境教育、国際理解教育、特別支援教育、教育相談等の今日的課題についての研修を適宜適切に開催することにより、資質の向上を図ります。</p>	学校教育課
人権教育の推進	<p>各種人権問題を自らの課題としてとらえ、主体的に解決に取り組もうとする実践的態度を養うため、教育活動全体を通じて、計画的・継続的に人権教育を推進します。特に、子どもの人権については、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、次代の親づくりという観点から、虐待防止のための教育を学校教育に取り入れ、教職員とともに学ぶ時間を確保します。</p>	学校教育課

項 目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
社会体験的な学習機会の拡充	<p>国際理解、情報、環境、福祉・健康等の今日的課題について、体験的な学習機会を拡充するなど、「生きる力」の育成を図ります。</p> <p>学校・家庭・地域、産業界及び行政機関の連携・協力の下、中学2年生を対象に行う職場体験活動について、多様な職種から体験先を選択できるように、受入先の事業所を確保し、キャリア教育の充実に努め、生徒の「生きる力」をはぐくむとともに、家庭・地域の教育力向上を図ります。</p>	学校教育課
地域に開かれた信頼される学校づくりの推進	<p>学校評議員をはじめ、保護者や地域の方々から学校の教育活動に関する意見を聴取するとともに、学校の自己評価を保護者や地域の方々へ公開し、様々な意見を学校改善に役立てます。</p> <p>定期的なオープンスクール（学校公開）等の実施により、学校の教育活動を家庭や地域に公開し、地域に開かれた学校づくりに努めます。</p> <p>学校施設等を活用して、地域で親子や親同士が参加する行事や取り組みを支援します。また、高齢者とのふれ合いを一層推進します。</p> <p>各学校のホームページを充実させ、学校からの情報発信を行います。</p>	学校教育課
児童会や生徒会活動の充実	<p>児童生徒が相互に協力し、よりよい学校生活を築く自主的・実践的な態度を育成するため、全小・中学校において児童会・生徒会や各種委員会活動に適切な時間数を充て、児童会・生徒会活動等の充実を図ります。</p>	学校教育課

(3) 家庭や地域でできること

<p>家庭でできること ～ 家族のみんなで取り組んでいきましょう ～</p> <p>P T A活動に積極的に参加・協力しましょう。 学校行事にはできるだけ参加しましょう。 学校との交流の機会を積極的にもちましょう。 積極的に学校に対するボランティア活動をしましょう。 学校が提供する様々な情報を適正に受け取り、学校の現状を正しく理解しましょう。 子どもに学校での話を聞いてあげましょう。</p>
<p>地域でできること ～ 地域みんなで取り組んでいきましょう ～</p> <p>地域ぐるみで学校を支援しましょう。 地域ぐるみで学校の教育活動に参加しましょう。 オープンスクール（学校公開）等に積極的に参加して、学校教育の現状を正しく理解しましょう。</p>

(4) 評価指標及び数値目標

評 価 指 標	現状値	目標値
		平成26年度
保護者の学校行事への参加率 (小学生) (中学生)	-	上げる

現状把握のできていない指標については、できるだけ早い段階で調査をして現状値を把握するものとします。(以下同じ)

3. 子どもが様々な活動や体験をするために

(1) 現状と課題

かつて、子どもは地域でいろいろなことを教えられて成長していきました。様々な年齢間の交流、祭りや季節行事、地域でのスポーツなど、数々の体験を重ねることによって、子どもはそれぞれ成長の実感と自信、適切な判断力、さらには困難に打ち勝つたくましい心を身につけていきました。

しかし、近年、都市化の急速な進展や核家族化・少子化、家庭や地域の教育力の低下を背景にして、子どもの生活体験・自然体験の不足が懸念されており、子どもの豊かな心や生きる力をはぐくむためには、子どもに家庭や地域社会で様々な体験活動の機会を意図的・計画的に提供する必要があります。地域行事を若い世代に魅力のあるものにして、子どもにも発言の場を与え、子ども会やスポーツ少年団などの体験学習活動でも子どもが自ら主体的に考え、参加できるきっかけづくりが必要です。

また、子どもが社会性を身につけていく上で、地域社会の活動や職場との交流を通じ、働く人々の姿にふれさせていくことも大切です。特に、フリーターの増大に加えて、新たに若年無業者「ニート」の増加が問題となっている今日、子どもの時から家庭や地域で、働くことの喜びや大切さを伝えながら、大人になる前の早い段階からの職業体験教育を行うことが重要です。

さらに、近年、テレビゲームやインターネットなどの様々な情報メディアの発達と普及等の影響により子どもの生活環境が変化し、子どもの「活字離れ」「読書離れ」が起きています。しかし、子どもは、読書活動を通じた感動や感銘の体験によっても豊かな感性や情操をはぐくむことができます。図書館、家庭、地域、学校等、それぞれの場で子どもの読書活動を推進する必要があります。

ニート：「Not in Education, Employment or Training」の頭文字（NEET）による造語で、学生でもなく、職業訓練もしていない無業者のこと。仕事をせず、就職意思がない点でフリーターと区別される。

(2) 行政が取り組むこと

項 目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
多年齢交流ができる場の提供	地区公民館等を活用した子どもの居場所やサロン等多年齢交流の場づくりを行い、相互理解やふれあいを促進します。	社会教育課

項 目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
ボランティア活動や職場体験機会の充実	夏休みを利用したボランティア体験や、学校における職場体験などの機会充実を図り、児童生徒の「生きる力」をはぐくむとともに、家庭・地域の教育力の向上を図ります。	学校教育課
子ども会活動の支援	子ども会活動の活性化を図るため、側面支援として、指導者研修会等を実施します。	社会教育課
読書活動の推進	<p>7か月児相談時におけるブックスタート事業で、子どもと絵本との出会いを支援するとともに、大人が読書の大切さ・楽しさを知り、子どもに伝えることによって読書習慣をはぐくむよう、「町立図書館」を拠点として、保護者への啓発や学習機会の提供に努めます。</p> <p>保育所、幼稚園、学校、図書館等における子どもの読書活動を支援するために各施設と連携・協力し、読書環境の整備を図るとともに、絵本の読み聞かせなどを行っている「おはなし会」など、町内の各種団体、ボランティアとも協力し、乳幼児の頃から本に親しむ機会を提供します。</p>	健康福祉課 社会教育課 学校教育課

(3) 家庭や地域でできること

<p>家庭でできること ~ 家族のみんなで取り組んでいきましょう ~</p>
<p>地域のイベント・行事やボランティア活動に積極的に参加しましょう。 地域に目を向けて愛着をもちましょう。 集団遊びの機会を増やし、遊びを通じて人間関係を学ばせましょう。 幼児期から男女を問わず、家事や育児の手伝いをさせましょう。 小さい頃から、働くことの大切さ、お金の大切さなどをいろいろな機会を通じて体験させましょう。 子どもに社会体験をさせることの大切さを親が理解し、親自身から社会体験を勧めましょう。 自然とふれる遊びをさせましょう。 公民館活動に家族そろって参加しましょう。</p>
<p>地域でできること ~ 地域みんなで取り組んでいきましょう ~</p>
<p>地域の伝統文化や地域行事、昔の遊びなどを子どもたちに伝えていきましょう。 地域で子どもの体験学習の場を提供しましょう。 地域活動の中に子どもが主体的に参画できる機会を取り入れましょう。 地域みんなでイベントを開催し、ボランティアを育てましょう。 専門的な知識をもった人材を発掘しましょう。 事業者は職場見学や職場体験を積極的に受け入れましょう。</p>

(4) 評価指標及び数値目標

評 価 指 標	現状値	目標値
		平成21年度
地域活動やグループ活動に参加したことがある子どもの割合 (小学生) (中学生)	65.0% -	増やす 増やす

4. 子どもの人権が守られるために

(1) 現状と課題

子どもの人権という考えは、いじめや不登校、児童虐待の増加を背景に、我が国でもようやく認知されるようになってきましたが、平成6年に批准された「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を知っている町民はまだまだ多いとは言えません。子どもの最善の利益を守り、健やかな発達と子ども独自の権利を擁護することが合意された、この条約を現実のものとしていくには、家庭での子育て及びそれを支える地域社会、さらには保育所での保育、幼稚園・学校における教育、これらの3つが連携しながら、子どもの人権を守り、夢や希望をもって過ごせる環境をつくっていくことが重要です。

特に、子どもの最も重要な人権である生命・身体の自由をおびやかす虐待については、発生予防・早期発見・早期対応・再発防止のためのさらなる取り組みが必要であり、家庭内や地域で孤立した子育てにならないように相談機関の充実と、総合的に子育て支援ができるシステムの構築を進めることが重要です。

また、大人が子どもを守っていくことも必要ですが、学校や家庭、地域が一体となって、子どもの権利を守る毅然とした姿勢を教え、自分で自分の身を守り、はっきり意思表示できる力を養うことも大切です。

(2) 行政が取り組むこと

項 目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
「児童の権利に関する条約」の普及促進	子どもの健全な成長を保障するためには、子どもを権利の主体者としてとらえることが重要であり、「新宮町人権教育・啓発基本指針」に基づき、「児童の権利に関する条約」の理念・内容の普及に努め、町民意識の高揚を図ります。	健康福祉課
児童虐待の予防及び早期発見	育児相談体制の充実や子育てサークル活動の支援等により、育児不安の軽減を図るとともに、乳幼児健診時等には親子間の様子にも注意を払いながら、児童虐待の予防及び早期発見に努めます。	健康福祉課 学校教育課
児童虐待防止体制の充実	児童虐待に対して、医療・保健・福祉・教育・警察・民間団体等、関係機関で構成する「新宮町要保護児童対策地域協議会」を核として、早期に適切な対応ができる体制の充実を図ります。	健康福祉課

項目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
いじめ問題解決に向けた教育の推進	「弱いものをいじめることは、人間として絶対に許されない、社会で許されない行為は子どもでも許されない」との強い認識に立ち、自分を大切にし、他人の気持ちを思いやる心の教育を推進します。	学校教育課
子どもの相談に対するカウンセリング機能の充実	いじめ・不登校に積極的に関わるスクールカウンセラーや心の教室相談員の配置を進め、カウンセリング機能のさらなる充実により、生徒の心の安定を図り、問題行動の未然防止と解決をめざします。	学校教育課
不登校児童生徒への対応の充実	継続的な適応指導や、様々な体験活動を通じた指導等により、不登校児童生徒の学校復帰のための支援や教育相談の充実を図ります。 家庭に引きこもっている不登校生徒に対しては、教育相談員の家庭訪問による教育相談や生活指導、学習指導の充実を図り、学校への復帰を支援します。	学校教育課

(3) 家庭や地域でできること

<p>家庭でできること ～ 家族のみんなで取り組んでいきましょう ～</p> <p>一人ひとりが身近な子どもに心を開いて話を聞いてあげましょう。 幼い頃から命の大切さを教え、善悪のけじめをしっかりと身につけさせましょう。 よその子やきょうだいとの比較はやめましょう。 子どもとの関わり方に困ったら、一人で悩まずに身近な人に相談しましょう。 子どもの表情やけがなどで気になることがあれば、関係機関に相談しましょう。</p>
<p>地域でできること ～ 地域みんなで取り組んでいきましょう ～</p> <p>地域ぐるみで子どもを見守り、積極的に声かけをしましょう。 虐待に気づいたら、役場、児童相談所、保健福祉事務所など関係機関に通報しましょう。 子育て家庭が孤立しないように、ご近所同士お互いに声をかけ合いましょう。 子どもの虐待やいじめの場面に遭遇しても見て見ぬふりをしないようにしましょう。</p>

(4) 評価指標及び数値目標

評 価 指 標	現 状 値	目 標 値
		平成26年度
「児童の権利に関する条約」を知っている町民の割合	-	増やす

5. 障がい児に対する支援充実のために

(1) 現状と課題

心身の障害により、日常生活や社会活動で多くの制約を受けている児童については、ノーマライゼーションの理念の下、家庭や地域で安心して暮らせる地域社会づくりを行うことが重要です。そのためには、公的サービスの充実もさることながら、町民一人ひとりが、障がい児に対する理解を深め、地域の障がい児や障がい児のいる家庭を温かく見守っていくことが必要です。

また、障がい児の療育・教育においては、その子どもが将来、社会人として自立した生活を送れるよう、持っている能力を最大限に伸ばし、将来社会的に自立するための基礎、基本を身に付けることが目標となります。そのためには、できるだけ早期に障害を発見し、必要な治療と指導訓練を行うこと、また、一人ひとりの障害の種別・程度、能力・適性等を考慮し、基本的には障害のない子どもと共に学びあえる教育を行うことがなによりも重要です。障害があるために、他の様々な能力を発達させる機会が妨げられるようなことがないような療育・教育指導体制が確立されなければなりません。

また、障がい児一人ひとりの能力、適性等に対応し、その能力を最大限に伸ばすための適切な教育的対応、指導を行うためには、教職員の資質、指導技術の向上や、個々の障がい児の能力・適性に合わせたきめ細かな教育指導が何よりも重要です。特に、今後の特別支援教育を進める中で、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症など、対象となる児童生徒の増加や対象となる障害種別の多様化に対応できる体制を整えていく必要があります。

(2) 行政が取り組むこと

項目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
障がい児理解のための啓発	障がい児や障がい児のいる家庭を温かく見守り、支援するための地域づくりを実現するため、多様化する障害と障がい児に対する理解を深めるための啓発を行います。	健康福祉課
療育相談支援体制の整備・充実	こころやからだの発達の遅れが考えられる子どもについてできるだけ早い段階で適切な支援を受けられるよう、医療、教育、行政等の各機関との情報の共有化や連携を図りながら療育相談支援体制を整備します。	健康福祉課

項 目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
障がい児保育等の充実	可能な限り保護者の望む保育所、幼稚園での受け入れを行うようにするとともに、子どもの心身の状況を正確に把握し、子どもの発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。	健康福祉課 学校教育課
教育相談・就学指導体制の充実	多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がい児個々の実態に即した就学を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導を図ります。	学校教育課
療育・教育相談・就学指導に関する広報の充実	障がい児を抱える保護者の精神的な不安を緩和し、できる限り早い時期に相談を受けられるよう、障がい児に関わる療育・教育相談や就学指導等について分かりやすく説明したパンフレット等を作成、配布し、周知を図ります。	健康福祉課 学校教育課
特別支援教育の充実	障がい児一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深め、適切な教育的支援が実現するよう個別の教育支援計画及び指導計画をたて、その計画の実施、評価のできる体制の整備を検討します。 また、教職員の資質向上のため、特別支援学級担当者の研修等を一層充実させ、LD(学習障害)やADHD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症など、障害種別の多様化に対応できる体制の充実を図ります。	学校教育課
交流学習等の推進	障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流学習や共同学習を積極的に推進し、その相互理解を促進します。	学校教育課

項 目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
心身障がい児とその家族に対する支援の充実	心身障がい児やその監護者、養育者に対し、各種年金や手当の支給、医療費の助成を行うとともに、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付を通じて生活支援を行います。 在宅心身障がい児に対するホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等、在宅福祉サービスの充実を図ります。	健康福祉課
学童保育所における障がい児の受入促進	できる限り学童保育所で障がい児の受け入れができるよう、体制の整備を図ります。	社会教育課

(3) 家庭や地域でできること

<p>家庭でできること ~ 家族のみんなで取り組んでいきましょう ~</p> <p>あいさつ等で地域の人との接点を持ち、顔なじみになりましょう。 障がい児に関わる療育・相談事業等に積極的に参加しましょう。 障害に対する理解を深めましょう。</p>
<p>地域でできること ~ 地域みんなで取り組んでいきましょう ~</p> <p>障害を理解し、温かい見守りと支援をしましょう。 各種イベントに障がい者を理解するための企画を取り入れましょう。 障がい児の保護者同士が語り合える場をつくっていきましょう。 点字ブロック上に障害物があれば片づけましょう。 障がい者用駐車スペースは正しく利用しましょう。</p>

(4) 評価指標及び数値目標

評 価 指 標	現 状 値	目 標 値
		平成26年度
障がい児を受け入れている保育所の数	2 か所	2 か所
障がい児の受け入れを行う学童保育所の数	3 小学校区	3 小学校区

基本目標2 安心とゆとりを持って子どもを生き育てることができるまちづくり

安心とゆとりを持って子どもを生き育てるために必要なこととして、次の5点を掲げました。

1. 健康で安全な妊娠と出産ができる
2. 育児等について気軽に相談でき、情報が得られる
3. 安心して子どもを預けられる場所がある
4. 家族で協力して子育てができる
5. 子育てのための経済的負担が軽減される

1. 健康で安全な妊娠と出産のために

(1) 現状と課題

子育てのスタートは妊娠・出産であり、肉体的・精神的負担の大きいこの時期の支援は良好な母子の愛着形成を促進し、また、子どもの健やかな発達のためにも重要です。

妊娠中の母体及び胎児の健康を確保し、安全な出産を確保するためには、正しい知識や情報に基づいた妊娠初期からの健康管理と、家族、職場、地域の理解と協力によるサポート体制が必要です。

なお、近年、子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず子どもに恵まれず、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担が問題となっており、県ではこのような夫婦に対し、不妊治療にかかる費用を助成しています。少子化が進む中、このような子どもが欲しいと望んでいる夫婦に対する助成は、少子化対策としても重要です。

(2) 行政が取り組むこと

項 目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発	妊娠期から夫婦とともに協力しあいながら妊娠中を順調に過ごし、安心して出産に臨めるよう、「マタニティスクール」や「パパママ教室」等を通して妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発を行います。	健康福祉課

項目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
母子健康手帳の早期交付と妊婦面接の実施	妊娠満11週までに母子健康手帳の交付と面接指導を行えるよう、早期の妊娠届提出を呼びかけるとともに、交付時には相談・指導・情報提供を積極的に行い、妊婦の不安感や孤独感の解消に努めます。	健康福祉課
妊産婦に対する訪問指導の充実	すべての新生児と産婦を対象に「赤ちゃん訪問」を実施し、心身の健やかな成長と子育てに関する支援を行います。 なお、妊娠中あるいは「赤ちゃん訪問」により個別の支援を要すると思われる妊産婦・乳児には継続支援を行い、安心して出産・育児に取り組めるよう努めます。	健康福祉課
喫煙についての知識の普及と禁煙・分煙の推進	母子健康手帳交付時の妊婦面接等で喫煙状況を把握し、たばこと喫煙についての知識の普及を図るとともに、妊娠・授乳期にかけての家族の禁煙と周囲の人への分煙等を啓発、推進します。	健康福祉課
特定不妊治療に対する助成制度の広報	体外受精及び顕微授精の特定不妊治療にかかる県の費用助成制度の広報に努めます。	健康福祉課

(3) 家庭や地域でできること

家庭でできること ～ 家族のみんなで行いましょう ～

満11週までに妊娠届を出し、母子健康手帳をもらいましょう。
 妊娠を機に健康について考え、妊娠中の喫煙・飲酒はやめましょう。
 妊娠中の服薬は、医師や薬剤師の指導に従いましょう。
 妊産婦は経験者に相談にのってもらいましょう。
 妊産婦健康診査を必ず受けましょう。
 不安やストレスをためないように解消法を見つけましょう。

地域でできること ～ 地域みんなで取り組んでいきましょう ～

妊婦のそばでは喫煙を控えましょう。
 多数の人が利用する施設の管理者は分煙対策を講じましょう。
 不特定多数の人が利用する施設には授乳室を設けましょう。
 妊産婦に席を譲りましょう。
 事業者は妊産婦にやさしい職場環境・勤務体制をつくりましょう。

(4) 評価指標及び数値目標

評 価 指 標	現状値	目標値
		平成26年度
妊娠11週以下での妊娠の届け出率	90.2%	上げる
低体重児出生率	8.34%	下げる

2. 育児について気軽に相談し、広く情報を取得するために

(1) 現状と課題

核家族化の進行と地域社会の連帯感の希薄化により、育児のための知識や技術が親から子へ、または地域住民同士の間で伝えられにくくなってきています。このため若い親は、相談相手もないまま子育てに取り組まなければならない、育児不安やストレスに悩む例が増えています。

そこで、このような親がいつでも気軽に集い、相談でき、適切なアドバイスや正しい情報が得られる体制を整備すると同時に、親同士で気軽につきあえる子育ての仲間づくりが重要となっています。

また、安心とゆとりをもって子育てを楽しむためには、前もって子育て支援サービス等の情報を取得し、必要に応じて子育てサービスを上手に活用することが重要です。そのためには、行政サイドからのタイムリーな情報提供はもちろんのこと、親自らも子育てに関する情報収集や近所との情報交換に努める必要があります。

さらに、その取得した情報をもとに、親自ら子育てについて学ぶことができれば、育児不安を払拭し、心理的ゆとりをもった子育てを行うことも可能となります。そのためには、各種子育て講座・講演等を開催することによって親自ら子育てについて学べる機会を確保するとともに、子育てに関する情報取得や学習活動を人的に支援する子育てボランティアの存在が必要です。

(2) 行政が取り組むこと

項目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
子育てに関する相談や支援の充実	地域子育て支援センターを中心に、子育ての相談・指導や子育て情報提供の充実を図ります。	健康福祉課
子育ての仲間づくりの促進	乳幼児健康診査などの機会を利用して、子育てサークルについて情報提供を行い、魅力あるサークルづくりを支援することによって、子育ての仲間づくりを促進します。 町の各種相談事業等が、子育ての仲間づくりにつながるよう、その実施方法の改善を図ります。	健康福祉課

項目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
親子で集える場の充実	親子で集い楽しめる機会や場の充実を図ります。	健康福祉課
ホームページやガイドブック等情報誌の充実	子育てに関する地域の情報を広く提供するため、町のホームページの充実を図るとともに、各種子育て支援サービスを利用するためのガイドブックなど、各種情報誌の充実を図ります。	健康福祉課 社会教育課
子育てに関する学習の場の提供	出産前の「マタニティスクール」や「パパママ教室」をはじめ、各種子育て講座や講演会を実施し、子育てに関する学習の場のさらなる提供を図ります。	健康福祉課 社会教育課
子育てボランティアの養成	託児ボランティアをはじめ、地域で子育て家庭を支援する子育てボランティアの養成を推進します。	健康福祉課 社会教育課

(3) 家庭や地域でできること

<p>家庭でできること ～ 家族のみんなで行っていきましょう ～</p> <p>近所とのコミュニケーションを大事にしましょう。 自ら子育てに関する情報収集に努めましょう。 近所との情報交換に努め、子育てについて学びましょう。 子育てサークルに参加しましょう。 子育て講座・講演に参加しましょう。</p>
<p>地域でできること ～ 地域みんなで行っていきましょう ～</p> <p>集会所などの地域の施設を開放しましょう。 公園や空き地を親子の交流の場にしましょう。 地域での子育て情報紙を作成しましょう。 地域で子育てに関する情報を提供しましょう。 地域と行政のパイプ役をつくりましょう。</p>

(4) 評価指標及び数値目標

評 価 指 標	現状値	目標値
		平成26年度
子育てサークル等に参加している就学前児童の保護者の割合	8.2%	増やす
子育てが楽しい保護者の割合 (就学前児童のいる家庭)	92.0%	増やす
(小学校児童のいる家庭)	87.1%	増やす
地域子育て支援センターの開所日数	月2回	週5回
地域子育て支援センターを利用したことがある就学前児童の保護者の割合	12.4%	増やす

3. 安心して子どもを預けられる場所を確保するために

(1) 現状と課題

子育てについては、核家族化の進行と男女の固定的な役割分担意識の下で、特に母親への肉体的、精神的な負担が大きくなっており、四六時中子どもに手がかり自分の自由な時間がもてないなどの悩みが広がっています。また、冠婚葬祭などの用事でどうしても子どもを預けなければならないことも少なくありません。

このような子育ての悩みを解消し、ゆとりをもって子育てを行うためには、安心して子どもを預けられる場所が身近にあることが重要です。安易な子育ての放棄は許されませんが、子どもを預けて一時的に子育てから解放されることで育児ストレスを軽減することも可能です。祖父母をはじめとする親族に頼ることが困難な家庭については地域社会の中で、そういう場所を確保していくことが重要です。また、その際には預けられる子どもにとっても安心して楽しめる場所であるよう配慮がなされることも必要です。

さらに、子どもの預け先がないために、いろいろなイベントや行事、講座への参加をあきらめるといった事態が発生しないよう、託児コーナーの設置など、主催者側にも子育て中の保護者への配慮が求められます。

(2) 行政が取り組むこと

項 目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
一時保育の充実	子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するため、一時保育の充実を図ります。	健康福祉課
ファミリーサポートセンター事業等の調査研究	地域において、子育て支援を受けたい人で行いたい人が相互援助活動を行うファミリーサポートセンター事業をはじめ、一時預かりの施策等について、その実現可能性を含め、調査研究を行います。	健康福祉課
行政主催のイベント等への託児コーナー設置	子育て中の保護者に配慮し、行政が主催するイベントや講座等には、できる限り託児コーナーを設置するよう努めます。また、そのために必要となる託児ボランティアの養成を図ります。	健康福祉課 社会教育課

(3) 家庭や地域でできること

家庭でできること ～ 家族のみんなで取り組んでいきましょう ～

近所の人たちと日常のあいさつを交わしましょう。
 日頃から子どもを預けられる人間関係をつくりましょう。
 地域の子ども会や子育てサークルなどに参加しましょう。

地域でできること ～ 地域みんなで取り組んでいきましょう ～

イベントなどの主催者は託児コーナーを設けましょう。
 近所同士で子どもを預かり合いましょう。
 育児ボランティアグループを組織しましょう。

(4) 評価指標及び数値目標

評価指標	現状値	目標値
		平成26年度
安心して子どもを預けられる場所が身近にあると思う保護者の割合	-	増やす
ファミリーサポートセンターの数	0 か所	1 か所

4. 家族で協力して子育てをするために

(1) 現状と課題

育児には父親の参加が不可欠です。「育児は母親の仕事」という意識を変革し、男性の家事・育児への積極的な参加が求められています。核家族化が進む中、以前に比べると家事や育児に協力的な父親も増えていますが、まだまだ十分とは言えません。

また、働く女性が増える中で、職場においても、妊娠・出産・授乳といった母親となる女性の特性に対する理解を深める必要があります。男性についても子育てに参画していくために、職場の理解と協力が欠かせません。

さらに、祖父母がいる家庭については、世代間での相互理解を深めながら、気持ちよく子育ての応援を頼み、頼まれる関係を築くことも重要です。

一方、近年の離婚件数等の増加に伴い、家族の協力が期待できないひとり親家庭、特に母子家庭が増える傾向がみられます。母子家庭の母親の場合、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなり、住居、収入、子どもの養育等の面で様々な問題を抱えることとなります。特に就労に関しては、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により就業が中断していたことに加え、事業者側の母子家庭に対する理解不足や年齢制限の問題などが重なり、就職や再就職には困難が伴うことが多い状況です。

また、父子家庭においては、既に家計の担い手として就業している場合が多いことから、就労面や経済的な面で母子家庭ほどの困難を伴うことはないにしても、子どもの養育、家事等生活面において、多くの困難を抱えています。

こうした家族の協力が期待できないひとり親家庭に対しては、それぞれの抱える問題を的確に把握し、経済的支援だけでなく、育児相談や必要な情報提供を行うなど、自立に向けた様々な福祉サービスを充実することが必要です。

(2) 行政が取り組むこと

項目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
男性の育児への積極的参加の促進	妊娠期からの父親の育児参加のための啓発として、「パパママ教室」などにより、男性の育児への積極的参加を促進します。	健康福祉課
男女共同参画意識の啓発	家庭、地域、職場での男女の固定的な役割分担意識の是正のための啓発、広報活動を推進するとともに、学校で男女共同参画に関する教育を推進します。	総合政策課 学校教育課

項目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
祖父母に対する啓発	祖父母に町の広報紙等で最近の子育て事情を伝えながら、子育て経験を生かせる育児方法等を啓発します。	健康福祉課
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の自立と生活の安定のために、相談体制、日常生活の支援、就業支援、経済的な支援などの充実を図ります。	健康福祉課

(3) 家庭や地域、企業でできること

<p>家庭でできること ~ 家族のみんなで取り組んでいきましょう ~</p> <p>お父さんは育児に関して興味を持ち、育児方法についてお母さんと共通の認識を持ちましょう。</p> <p>夫婦や家族でよく話し合い、お互いを思いやって協力して育児をしていきましょう。</p> <p>お父さんもお母さんも職場からできるだけ早く帰って、子どもとふれあう時間を持ちましょう。</p> <p>お母さんはお父さんにして欲しいことを具体的に言いましょう。</p> <p>おじいさんやおばあさんは、子育ての経験を生かし、若い世代の子育てを助けるとともに、最近の子育て事情についても学びましょう。</p>
<p>地域でできること ~ 地域みんなで取り組んでいきましょう ~</p> <p>おやじの会や地域行事を通して、父親同士の交流を図りましょう。</p> <p>土日や祝日などに、夫婦で参加するイベントや交流会を実施しましょう。</p>
<p>企業でできること ~ 企業も子育て支援の一翼を担いましょう ~</p> <p>子育てしやすい勤務体制をつくりましょう。</p> <p>ノー残業デーを設けましょう。</p> <p>子育ての大切さを理解し、労働時間を短縮したり、休暇のとりやすい職場環境をつくりましょう。</p> <p>事業主は一般事業主行動計画を策定し、推進に努めましょう。</p>

(4) 評価指標及び数値目標

評 価 指 標	現状値	目標値
		平成26年度
家族で十分協力して子育てをしている家庭の割合 (就学前児童のいる家庭) (小学校児童のいる家庭)	43.2% 32.2%	増やす 増やす
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合 (就学前児童のいる家庭) (小学校児童のいる家庭)	79.7% 67.3%	増やす 増やす

5. 子育てのための経済的負担軽減のために

(1) 現状と課題

子育てに伴う経済的な負担は少子化の一因となっており（p19参照）、その負担軽減のための施策の充実が家庭における子育て支援の重要課題の一つとなっています。

また、買い換えの周期が短く、まだ十分利用可能であるにもかかわらず捨ててしまうことの多い子育て用品については、地域でのリサイクル活用を進めるなど、子育て費用の軽減策をそれぞれの家庭や地域で考えることも必要です。

(2) 行政が取り組むこと

項目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
各種手当等の支給	各種手当等の支給により、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉課
乳幼児医療費の助成	乳幼児医療費については、受診回数が多い就学前の無料化を維持します。	税務住民課
保育所保育料 幼稚園保育料 の減免	同一世帯から2人以上の子どもが入所した場合、第2子以降の保育料の減免を行っていますが、今後も引き続き保護者の経済的負担の軽減を図ります。	健康福祉課
子育て用品の リサイクル情報 の提供	子育て用品のリサイクル情報の提供に努めます。	健康福祉課

(3) 家庭や地域でできること

家庭でできること ～ 家族のみんなできちんと取り組んでいきましょう ～

子育て用品のリサイクル活用を進めましょう。

地域でできること ～ 地域みんなで取り組んでいきましょう ～

子育て用品を譲り合いましょう。

子育て経験者は家計のやりくりなどの工夫を教えてください。

(4) 評価指標及び数値目標

評 価 指 標	現状値	目標値
		平成26年度
子育てをする上での悩みとして「子育てで出費がかさむ」を あげた保護者の割合	(就学前児童の保護者)	24.3%
	(小学校児童の保護者)	31.1%
		減らす 減らす

基本目標3 地域ぐるみで子育てを支えることができるまちづくり

地域ぐるみで子育てを支えるために必要なこととして、次の5点を掲げました。

1. 子育て支援ネットワークが構築されている
2. 地域の人々との交流ができる
3. 子育てと仕事の両立ができる社会環境が整備されている
4. 子ども連れでも外出しやすいまちづくりが行われている
5. 子どもの安全に配慮された地域社会が形成されている

1. 子育て支援ネットワーク構築のために

(1) 現状と課題

近年の社会変化の中で、個人や世代間の価値観の多様化が進み、地域の連帯意識が希薄になってきています。そのような状況の中で、地域の人々の温かな一言や支援が悩みを抱える子育て中の親を勇気づけ、子育てを楽にしていきます。地域活動の充実を図り、地域ぐるみで子育てを支援するまちづくりを推進する必要があります。

本町では、民生委員・児童委員、主任児童委員による支援活動の他、子ども会育成会や子育て支援ボランティア「ぴよぴよサポート」など子育てに関係する様々な組織が地域における子育て支援活動を展開しており、これらの地域活動をさらに充実させ、これらを基盤とする子育て支援ネットワークを構築することによって、子育て家庭のニーズに応じたサービス提供の実現を図らなければなりません。

(2) 行政が取り組むこと

項目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
地域情報提供体制の充実	地域子育て支援センターを子育てに関する情報提供の拠点とし、各保育所・幼稚園などと連携を取りながら、子育てに係る情報提供の体制整備・充実を図ります。	健康福祉課

項目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
子育て支援ネットワークの推進	民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉委員の活動等をベースに、子育て支援ネットワークを構築し、地域の情報収集・相談活動及び子育て家庭のニーズに応じた支援に努めます。	健康福祉課
子育てボランティアの育成と活動の支援	地域で子育てを支える担い手となる子育てボランティアを育成するとともに、その組織づくりと活動を支援します。	健康福祉課
子育ての仲間づくりの促進(再掲)	乳幼児健康診査などの機会を利用して、子育てサークルについて情報提供を行い、魅力あるサークルづくりを支援することによって、子育ての仲間づくりを促進します。 町の各種相談事業等が、子育ての仲間づくりにつながるよう、その実施方法の改善を図ります。	健康福祉課

(3) 家庭や地域でできること

<p>家庭でできること ~ 家族のみんなで取り組んでいきましょう ~</p> <p>地域でのあいさつや声かけをしましょう。 子育てボランティアに参加しましょう。 自ら積極的に情報を得る姿勢をもちましょう。 サークルや自主グループなど、様々な活動を紹介していきましょう。</p>
<p>地域でできること ~ 地域みんなで取り組んでいきましょう ~</p> <p>地域の子どもは地域で大切に育てましょう。 回覧板等を利用して地域での子育ての情報交換を行いましょう。 子育て中の親が集い、憩える場をつくりましょう。 地域の子育てグループを支援しましょう。 地域の子育てボランティアグループをつくりましょう。 育児経験者は育児相談にのってあげましょう。</p>

(4) 評価指標及び数値目標

評 価 指 標	現状値	目標値
		平成26年度
地域の人から声をかけられることがある保護者の割合 (就学前児童の保護者) (小学校児童の保護者)	76.1% 76.4%	増やす 増やす
周囲の人(近隣、友人等)に支えてもらって子育てをしているという実感がある保護者の割合 (就学前児童の保護者) (小学校児童の保護者)	67.9% 75.4%	増やす 増やす
子育て支援ボランティアの数	6	増やす
子育てサークル等に参加している就学前児童の保護者の割合 (再掲)	8.2%	増やす

2. 地域の人々との交流を促進するために

(1) 現状と課題

地域ぐるみで子育てを支える活動は、町民自らが地域の課題を解決して住みよい地域環境を創造しようとするコミュニティ活動の一つに位置づけられます。そこでは、住民同士の交流とふれあいが不可欠の要素であり、支えられる子どもとその家族が、支える側である地域住民と日頃から交流をもっておくことが必要です。

地域の伝統や人のつながりが希薄になっている現在、かつてのような交流はなかなか難しい状況にあります。自ら地域への愛着を高めるとともに、日々のあいさつや子ども会活動、祭りなど地域行事への親子での参加等を通じ、様々な年齢間の交流の中で、地域の人々から「地域の子ども」として認識してもらうことが重要です。

また、これら地域の様々な人々との交流は、子どもの社会性を養う上でも極めて有益です。

(2) 行政が取り組むこと

項目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
地域の交流ができる場の拡充	学校をはじめとする公共施設を休日などできるだけ子育て中の親子に開放するよう図るとともに、地域の集会所等についても、自治会等への理解を求めながら、子どもと親の利用を促進します。 保育所等において、高齢者とのふれあいができる行事等を計画します。	学校教育課 社会教育課 健康福祉課
民生委員・児童委員、主任児童委員等との交流支援	地域で子育て支援を行っている民生委員・児童委員、主任児童委員、福祉委員との交流を支援します。	健康福祉課
子ども会や子育てサークルの活動支援	地域の人々との交流にもつながる、子ども会や子育てサークルの活動を支援します。	健康福祉課 社会教育課

(3) 家庭や地域でできること

<p>家庭でできること ~ 家族のみんなで取り組んでいきましょう ~</p>
<p>地域の行事に積極的に参加しましょう。 子ども会行事に参加・協力しましょう。 子育てサークルや子ども会に入会しましょう。 学校のイベント等を利用し、地域の人と交流しましょう。</p>
<p>地域でできること ~ 地域みんなで取り組んでいきましょう ~</p>
<p>地域の伝統行事や地域行事などを子どもたちに伝えていきましょう。 子どもが高齢者や障がい者と地域で交流できる場をつくりましょう。 子育て用品や子供服の交換などの交流の場をつくりましょう。 若い世代にも魅力のある地域行事を工夫しましょう。 地域行事等の企画にあたっては、子どもの意見も取り入れましょう。</p>

(4) 評価指標及び数値目標

評 価 指 標	現状値	目標値
		平成26年度
育成会の行事に参加している子育て家庭の割合	-	増やす

3. 子育てと仕事の両立ができる社会環境を整備するために

(1) 現状と課題

近年、女性の高学歴化や生活水準の向上への意欲などから女性の社会進出が進み、夫婦共働きが一般的になっていますが、子どもを持つ親が仕事と子育てを両立させるためには、多様な保育サービスと充実した放課後児童対策により利用者が安心して働くことのできる環境が必要です。

本町では、近年の待機児童数増加に加え、今後町内の宅地開発に伴う子育て世代の人口増も予測されることから、待機児童の解消は子育て支援の最重要課題の一つとなっています。

また、職場環境に係わる施策の多くは国や県が主体となっていますが、本町及びその周辺では育児休業等を取得しやすい環境にない事業所がまだまだ多いため、事業所への啓発・周知徹底を行い、従業員がそれらの制度を適切に利用できるよう普及に努めなければなりません。また、育児休業の取得推進、労働時間の短縮、子どものいる従業員に対する職場の理解と協力の促進等、子育てをしやすい職場環境が実現するよう支援していく必要があります。

(2) 行政が取り組むこと

項目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
待機児童解消策の検討	町立幼稚園を含めた延長保育・預かり保育の充実、保育園の分園、受け入れ可能人数の増など、待機児童解消策の検討を行っていきます。	健康福祉課 学校教育課
保育ニーズに応じた保育サービスの充実	地域の保育ニーズを把握し、延長保育や病後児保育等、保育サービスの充実と柔軟な対応を図ります。	健康福祉課
放課後児童対策の充実	共働き家庭などの児童を対象とした「学童保育所」による学童保育と、すべての児童を対象に、様々な体験活動等を行う「放課後子ども教室」の連携による、放課後児童の安全な居場所の確保と充実を図ります。	健康福祉課

項 目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
育児休業制度活用促進の啓発	育児休業の取得率を高めるため、企業への育児・介護雇用安定助成金等のPRによって、育児休業制度及び休業中の手当での支給などの促進を図ります。母親だけでなく父親に対しても育児休業制度について周知徹底を図り、気兼ねなく育児休業を取得できる労働環境づくりの推進を図ります。	健康福祉課
子育てしやすい職場環境づくりの啓発	事業主だけでなく、職場の従業員にも子育て支援の重要性についての意識啓発を行い、女性労働者の妊娠中や出産後の健康管理、両親が育児休業をとりやすい雰囲気醸成、育児休業後の円滑な職場復帰の促進、労働時間の短縮等、仕事と育児が両立しうる雇用環境づくりに対する理解・協力を求めています。	健康福祉課
出産・育児後の再就職に関する情報提供の充実	出産・育児後の再就職を支援するため、企業や関係機関と連携しながら、女性の就職に関する講座や研修会等の情報提供を行います。	健康福祉課

(3) 家庭や地域、企業でできること

<p>家庭でできること ～ 家族のみんなで取り組んでいきましょう ～</p> <p>男女ともに育児休業を活用しましょう。 家族間で協力し、家事の分担をしましょう。 支援してもらえ人がいたら遠慮せずにお願ひしましょう。</p>
<p>地域でできること ～ 地域みんなで取り組んでいきましょう ～</p> <p>子育てしながら働く人を温かく見守りましょう。 子育てしながら働く人が参加できる地域行事を実施しましょう。</p>

企業でできること ~ 企業も子育て支援の一翼を担いましょう ~

子育てしやすい勤務体制をつくりましょう。(再掲)
 ノー残業デーを設けましょう。(再掲)
 子育ての大切さを理解し、労働時間を短縮したり、休暇のとりやすい職場環境をつくりましょう。(再掲)
 事業主は一般事業主行動計画を策定し、推進に努めましょう。(再掲)

(4) 評価指標及び数値目標

評価指標	現状値	目標値
		平成26年度
認可保育所の待機児童数	8人	減らす
延長保育・預かり保育の実施か所数	2か所	3か所
病後児保育の登録者	22人 (古賀市共同事業)	50人
学童保育所の設置数と登録者数	(設置数) 3小学校区 (登録者数) 147人	3小学校区 230人
育児休業取得率	(就学前児童の父親) 0.4% (就学前児童の母親) 15.8%	上げる 上げる

4. 子ども連れでも外出しやすいまちづくりのために

(1) 現状と課題

就学前児童の保護者に対するニーズ調査の結果（p24参照）をみると、子どものおむつ替えやベビーカーでの移動等に配慮された、子ども連れでも外出しやすいまちづくりに対するニーズの高さがうかがえます。町内や周辺市町の公共的施設を見ても、授乳やおむつ替えを行う場所がないため、乳幼児連れでの利用が困難な施設が少なくありません。また、道路等でも歩道がきちんと整備されていないなど、子ども連れで歩くのに危険な箇所がたくさんあります。

このような状況を解消し、子育て中の家族が小さな子ども連れでも気兼ねなく外出し、社会参加できるように、子育てバリアフリーのまちづくりを進めることが必要となります。

(2) 行政が取り組むこと

項 目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
公共施設における多目的トイレ、授乳コーナーの設置	公共施設においては、子ども連れの利用者に配慮したおむつ替えスペースが整備された多目的トイレや授乳コーナーの設置を進めます。	総務課
子どもや妊婦等が歩行しやすい道路環境の整備	子どもや妊婦、ベビーカー利用の子ども連れが安心して外出できるように、幅の広い歩道の整備や段差の解消等、安全で快適な歩行空間の確保を促進します。	都市整備課
子育て中でも利用しやすい商業施設整備に向けた啓発	子育て中の家族が子ども連れで買い物や食事を楽しめるよう、ベビーカーでも余裕をもって移動できる幅の広い通路、おむつ替えや授乳のためのスペース、託児コーナー等が整備された商業施設の普及に向けた啓発を行います。	都市整備課

(3) 地域でできること

地域でできること ～ 地域みんなで取り組んでいきましょう ～

不特定多数の人が利用する施設には、授乳やおむつ替えができる場所を設置しましょう。

店内はベビーカーの通りやすい通路を確保しましょう。

子どもや妊婦の集まる場所では、禁煙を心がけましょう。

公共の場所では分煙対策をしましょう。

託児コーナーを設置するなど、子育て中の親子にも利用しやすい店づくりに努めましょう。

子ども連れの人が外出しやすいよう、歩道に看板や陳列台などを出さないようにしましょう。

公園や道路の清掃・美化に努めましょう。

(4) 評価指標及び数値目標

評価指標	現状値	目標値
		平成26年度
おむつ交換所が設置されている町の施設数	5 か所	7 か所
子育て応援の店に認定された施設数	43か所	80か所

5. 子どもの安全に配慮された地域社会を形成するために

(1) 現状と課題

近年、子どもが犠牲になる事故や事件が数多く報道され、子どもたちが戸外で安心して安全に遊べる環境が損なわれつつあります。事件に遭遇した子どもたちは、心に深い傷を残すことも少なくありません。

このような中、「子ども110番の家」の設置や防犯ブザーの携行、PTAや青少年教育指導員による防犯・交通安全パトロールなど、様々な安全対策が工夫されていますが、子どもの安全を守るためには、何より地域の大人たち一人ひとりが、「地域の子どもたちは地域の大人たちで守る」という強い共通認識をもって、学校・警察・各種団体等との連携を強化しつつ、常に子どもの安全を気にかけて、地域で継続的に見守っていくことが重要です。

また、最近では、コンビニエンスストアをはじめ、カラオケボックス、ゲームセンターなど、24時間営業している場所が増えたこともあって、深夜（午後11時以降）に外出する中学・高校生が増えています。子どもの安全確保だけでなく、健全育成という見地からも子どもの深夜外出を許さないという厳しい姿勢で臨むことが必要です。

(2) 行政が取り組むこと

項目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
子どもが安全に遊べる公園等の整備	地域の子どもの利用者等の要望等を聴きながら、安全で身近に利用できる公園や広場等の整備を推進します。	都市整備課
安全な通学路の確保(再掲)	通学路の整備や防犯灯の設置を推進し、安全な通学路の確保に努めるとともに、PTA等による通学指導の充実を図ります。	総務課 社会教育課
地域ぐるみによる交通安全指導の推進	町民の交通安全に対する意識を高め、基本的な交通ルールや交通マナーを身につけられるよう、幼児期から成長段階に合わせた、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、子どもを交通事故から守れるよう、地域ぐるみによる声かけと指導を推進します。	学校教育課

項目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
地域ぐるみによる防犯活動の推進	<p>子どもをねらった犯罪を未然に防ぐため、子ども110番の家の設置拡充など、通園・通学路や公園・広場等の地域環境の中で犯罪の発生しない環境整備を推進します。</p> <p>不審者に対する対応指導や地域における防犯意識の高揚に資するため啓発活動を推進します。</p> <p>青少年指導員やPTA等による夜間巡回や声かけ等地域でできる青少年健全育成活動を推進します。</p>	<p>総務課 学校教育課 社会教育課</p>

(3) 家庭や地域でできること

<p>家庭でできること ~ 家族のみんなで行っていきましょう ~</p> <p>子どもの外遊びにはできるだけ付き添いましょう。 子どもの日没後や深夜にわたる徘徊、無断外出には厳しく注意しましょう。</p>
<p>地域でできること ~ 地域のみんなで行っていきましょう ~</p> <p>緊急連絡体制をつくりましょう。 子どもの登下校時には目を向けるなど、通学路の安全確保に協力しましょう。 遊んでいる子どもの安全を気にかけて、地域で見守りましょう。 定期的に防犯パトロールをしましょう。 子ども110番の家に協力しましょう。 不審な人や車を見たら警察に通報しましょう。 道路や施設で危険な箇所を見つけたら通報しましょう。</p>

(4) 評価指標及び数値目標

評価指標	現状値	目標値
		平成26年度
近くに安心して遊べる場所がある小学校児童の割合	59.0%	増やす
子ども110番の家の設置件数	-	増やす

基本目標4 心身ともに健全な次代の親を育むことができるまちづくり

心身ともに健全な次代の親を育むために必要なこととして、次の3点を掲げました。

1. 生命の大切さを理解し、性に関する正しい知識を身につけることができる
2. 自ら心身の健康を維持・増進し、健やかに思春期をおくることができる
3. 社会の一員としての自覚と責任をもち、親になる準備ができる

1. 生命の大切さを理解し、性に関する正しい知識を身につけるために

(1) 現状と課題

思春期は子どもから大人になる転換期であり、この時期の様々な問題とそれに対する対応が、将来の結婚生活や健康に大きな影響を与えることから、生涯にわたる健康づくりの基盤として、また次代の子どもを生み育てる準備期間としても非常に重要な時期です。

しかし、近年、思春期における性行動の低年齢化による人工妊娠中絶や性感染症の増加等の傾向が見られることから、生命を大切にする教育や、望まない妊娠や性感染症を防ぐための性教育の重要性が指摘されています。

本町でも、学校教育の中で、生命を大切にする教育や子どもの発達段階に応じた性教育等が行われていますが、子どもたちが健やかに思春期をおくするためには、家庭、学校、地域等が連携して、人権尊重の精神に基づいた性教育や思春期健康教育の充実を図るとともに、親をはじめ周囲の大人が子どもをサポートできる体制づくりをしていく必要があります。

また、様々なメディアから流される性に関する情報が、思春期の性行動の引き金になるケースがあることも指摘されており、有害な情報から子どもたちを守ることも必要です。特に、近年はインターネットや携帯電話の普及により、興味本位で有害サイトにアクセスし、性犯罪等に巻き込まれる危険性もあります。IT時代に生きる子どもたちにとって、インターネットの利便性を享受することは不可欠ですが、親をはじめとする大人の新たな責任として、子どもたちにその危険性を十分認識させ、その利用には自己責任が伴うことを教えることが重要です。

(2) 行政が取り組むこと

項 目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
生命の大切さに関する教育の推進	自然とのふれあいや観察を通して、生命のすばらしさを学ばせるとともに、生命がかけがえのない存在であることに気づかせ、自他の生命を尊重する態度を養います。	学校教育課
性感染症の情報提供と予防の啓発	エイズなど性感染症の危険性や感染の実態に関する情報提供と感染予防の啓発に努めます。	学校教育課
学校における性教育等の充実	子どもの発達段階に応じた指導計画を作成し、小学校では、思春期における心と体の変化について学び、性教育の基礎的知識を身につけます。 中学校では、人間の性に対する基礎的・基本的事項を正しく理解させるとともに、性感染症を防ぐための正しい知識の習得など、性教育の充実を図ります。	学校教育課
育児体験学習の充実	生命の尊さを知り、自分も親に愛されているという実感を得られるよう、中学生を対象に育児体験学習の充実を図り、男女ともに乳幼児に接する機会や子育てに関する学習機会を増やします。	学校教育課

(3) 家庭や地域でできること

<p>家庭でできること ~ 家族のみんなで行っていきましょう ~</p>
<p>思春期の子どもとしっかり向き合い、きちんとした言葉によるコミュニケーションをとりましょう。</p> <p>日頃から悩みや心配事を話し合えるように、親子のふれあいを大切にしましょう。自分が大切に育てられたことを親から聞きましょう(親は子どもに話しましょう)。</p> <p>子どもの携帯電話の所持にあたっては、通話時間や通話料の抑制などの約束事を決め、常に注意を怠らないようにしましょう。</p> <p>インターネットの健全な利用を親子で考えましょう。</p> <p>ペットや生き物とのふれあいの中で、生命の大切さを教えましょう。</p>

地域でできること ～ 地域みんなで取り組んでいきましょう ～

思春期のうちから乳幼児とふれあえる機会を設けましょう。
日頃から地域ぐるみであいさつができる環境をつくりましょう。
有害環境の浄化に取り組みましょう。

2. 自ら心身の健康を維持・増進し、健やかに思春期をおくるために

(1) 現状と課題

思春期には、性に関する問題行動以外にも、過度のダイエット、夜更かし、薬物乱用、喫煙・飲酒等の問題行動が子どもたちの健康をむしばんでいると指摘されています。思春期の子どもたちがこれらの健康被害について理解し、適切な行動がとれるようにするためには、学校、家庭、地域が一体となって教え、見守ることが重要です。

また、家庭の問題や自らの学業、学校環境、課外活動、人間関係などから発生する悩みやストレスに対処できる心の健康づくりも極めて重要です。特に、思春期は身体的にも精神的にも大きく揺れ動く時期で、不登校、家庭内暴力、ストレスによる摂食障害など、様々な心の問題がクローズアップされています。この時期の子どもたちは精神的に不安定なことを、親や教師をはじめ周囲の大人たちが理解し、しっかりと見守っていく中で子どもたちとの信頼関係を構築することが必要です。

思春期の心の相談は学校の養護教諭、カウンセラーによる対応のほか、主に保健所で実施していますが、問題を抱えた子どもに向き合うことで悩みを深める親たちからの相談も含め、今後ますます増加・複雑化が予想される相談に対し十分な対応ができるよう、カウンセリング機能の充実を図る必要があります。

(2) 行政が取り組むこと

項 目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
健康診断・体力測定の実施	子ども自ら、自己の身体や健康の状態を把握・確認しながら健康管理ができるよう、健康診断・体力測定の実施を図ります。	学校教育課
学校における健康教育の実施	学校における保健学習や学級活動・ホームルーム活動を中心とした保健指導を充実させ、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培うとともに、薬物乱用・飲酒喫煙防止教育等、健康教育の実施を図ります。	学校教育課
心の健康づくりの啓発	思春期の心の問題は、乳幼児期からの発達過程が大きく影響していることから、乳幼児期から心の健康づくりをすすめるよう、啓発を行います。	健康福祉課

項 目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
スクールカウンセリングの充実	生徒の思春期における様々な心の問題にも対応できるスクールカウンセラーの配置を増やし、カウンセリング機能の充実を図ります。	学校教育課
思春期相談の充実	思春期の心の問題に対応できる専門的な知識や技術を持った担当者の確保を図るとともに、相談から医療まで適切に対応できるよう、学校、保健所、医療機関、児童相談所等関係機関の連携強化を図ります。	健康福祉課

(3) 家庭や地域でできること

<p>家庭でできること ～ 家族のみんなで取り組んでいきましょう ～</p> <p>子どもの前でたばこを吸わないようにしましょう。 未成年者に酒を勧めないようにしましょう。 朝食をきちんと食べさせましょう。 思春期の心と体について学ばせましょう。 悩みを一人で抱え込まないで、友達や周りの人に相談しましょう。</p>
<p>地域でできること ～ 地域みんなで取り組んでいきましょう ～</p> <p>子どもが利用する施設は禁煙にしましょう。 P T A活動や地域の会合等を利用して、子どもの飲酒・喫煙に対する容認度を改善していきましょう。 地域の行事についても喫煙のルールを作りましょう。 思春期の子どもがもつ悩みを理解し、温かく見守りましょう。</p>

(4) 評価指標及び数値目標

評 価 指 標	現状値	目標値
		平成26年度
スクールカウンセラーが配置されている学校数	1校	3校

3. 社会の一員としての自覚と責任をもち、親になる準備を進めるために

(1) 現状と課題

近年、経済的な生活の豊かさを背景に、ニートに代表される親から自立しない(できない)若者の存在が指摘されており、次代の親となる前提として、まず、社会の一員としての自覚と責任をもって自立の準備ができる教育が求められています。

また、若い世代が子育ての楽しさや充実感を知らず負担感ばかりを募らせることがないよう、また、親になって初めて子どもを抱き、子育てに戸惑うことがないよう、子どもとふれあう機会づくり、子育て支援の取り組みの周知など、子育てについての関心を喚起し、親になる準備のできる環境をつくっていくことが必要です。

(2) 行政が取り組むこと

項目	今後の方向性及び取り組み内容	主な担当課
子どもの自立促進に向けた教育の充実	子どもが社会のしくみを知り、将来、社会の一員としての責任と自覚をもって自立できるよう、家庭や地域とも連携をとりながら、職場やボランティアの体験学習など、「生きる力」を育む教育の充実を図ります。	学校教育課
子育ての楽しさや充実感についてのPR	マスコミの事件報道などからくる「子どもや子育ては大変だ」という一方的な情報に流されることがないよう、子育ての楽しさや充実感について、若い世代に積極的にPRしていきます。	健康福祉課
乳幼児等とのふれあい体験の充実	思春期の頃から、乳幼児とふれあえる機会の拡充を図るとともに、ボランティア等で自分より小さな子どもの世話をする機会の充実を図ります。	学校教育課 健康福祉課
子育て支援の取り組みの周知	安心して子どもを産み、子育てをするという生き方を選択できるように、若い世代を中心に、子育て支援の取り組みの周知を図ります。	健康福祉課

(3) 家庭や地域でできること

家庭でできること ～ 家族のみんなで取り組んでいきましょう ～

働くことや子育てをすることの喜びや大切さを子どもに伝えていきましょう。
家庭内での手伝いなど、子どもにも家庭の中での役割分担をしましょう。
弟や妹の世話をしっかりさせましょう。
子どもをボランティア活動に参加させ、社会の一員としての自覚を促しましょう。
子どもの成長に合わせた親離れ、子離れを考えていきましょう。
子どもは社会のしくみを知り、社会の一員としての自覚をもちましょう。

地域でできること ～ 地域みんなで取り組んでいきましょう ～

子どもたちの職場体験や職業訓練の場を提供しましょう。
中学・高校生のボランティアを活用できるような行事を企画・実施しましょう。

新宮町次世代育成支援後期行動計画

平成22年3月

発行：福岡県新宮町

編集：新宮町健康福祉課

〒811-0192 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号

TEL：092-962-0239

FAX：092-962-0725
